

# 北海道社会福祉研究

## 第 36 号

〈論文〉

都市部に暮らす子どもの別居親に対する介護意識——札幌で実施した調査から——

中田雅美、中田知生

・・・ 1

地域包括支援センター社会福祉士によるソーシャル・アクション展開の構造分析

丸山正三・・・ 10

〈研究ノート〉

専門職による児童、障害者、高齢者に対する虐待の領域間の比較

——虐待に関する法律と調査をもとに——

松本 望 ・・・ 22

ひきこもり親和性の関連要因に関する生別での検討

——若者の意識に関する（ひきこもり実態調査）の二次分析より——

米田正葉、志渡晃一

・・・ 31

編集規定・投稿規定・執筆規定・査読報告書 ・・・・・・ 38

編集後記 ・・・・ 43

2016 年 3 月

北海道社会福祉学会

## 【論文】

# 都市部に暮らす子どもの別居親に対する介護意識

## —札幌で実施した調査から—

The Attitude toward Care of their Parent among People living in the Urban Area

中田雅美（九州大学大学院）  
中田知生（北星学園大学）

### 要旨：

本研究の目的は、都市部で親と離れて暮らす子どもの介護意識に対して、どのような背景や要因が見られるのかを明らかにすることである。

本研究で用いたデータは、2015年に少なくとも父親か母親のどちらか一方が生存している35歳以上60歳以下の男女を対象とした調査によって収集された（n=510）。本研究では特に、親と同居していないケースのみ分析を行った。分析に用いた従属変数は、親が自立できなくなった場合、①在宅/施設で介護したいか、②地元で/引き取って介護したいか、を用いた。独立変数は、調査対象者の属性、親の属性、また、一部配偶者に関する変数を用いた。

多項ロジット分析の結果、施設入所/在宅介護に関しては、対象者が女性で、働いていなければ、また、イエス意識が高ければ、在宅で介護したいという結果となった。また、地元/引き取りの介護場所に対しては、訪問時間が短ければ、また、対象者が仕事を持つていれば、地元で暮らして欲しいという結果となった。

Keywords：介護意識、都市部、札幌市、多項ロジット分析

### 1. 目的

本研究の目的は、都市部で親と離れて暮らす子どもの介護意識に関してどのような背景や要因が見られるのかを明らかにすることである。筆者らはこれまで過疎地域におけるソーシャルサポートの源泉となる近隣のおつきあいやソーシャルサポート自体に着目し調査研究を行ってきた。その研究過程において、資源が限られる過疎地域では、独居高齢者は、専門職や近隣住民らではなく、子どもがいれば最も多くの人が子どもに相談していることが明らかとなった（中田 2015）。内閣府が実施した「一人暮らし高齢者の意識に関する調査」（内閣府 2014）においても、子どもがいる男性の4割、そして女性の6割近くが介護や世話を頼りたい人として子どもと回答している。同調査では、子どもがいない場合、男性であれば57.6パーセント、女性の場合は37.9パーセント

セントが頼れる人がいない・頼りたくない回答していた。これらから子どもと離れて暮らす高齢者の暮らしに、子どもが非常に大きな影響を与えていることがわかる。他方で、その子どもはどのような意識を持っているかはあまり明らかになっていない。

また、地方に住む高齢者は利便性を求めて札幌に移住したり、札幌に住む子どもが親を呼び寄せるということも起こっていると言われている（北海道新聞 2013）。これらからも、都市部で暮らす子どもの介護意識を把握しておくことは、今後も増加するであろう高齢者に対して、どのように施策を展開するかを検討するためにも重要である。したがって本研究では、都市部で暮らす子どもが親の介護に対してどのような意識を持っているのか、そしてその背景にはどのような要因があるかを明らかにする必要があると考えた。

まず、親にどこで介護を受けさせたいかについてこれまでに行われた先行研究から見てみる。内閣府が行った「介護保険制度に関する世論調査」(内閣府 2010)では、全体の 38.6 パーセントが現在の住まいでの親の介護を受けさせたいとの意識があることを示している。ただし、この調査では、そのように答えた男性は 41.1 パーセント、女性は 26.6 パーセントであり、男性の調査対象者の在宅介護意識が高いことを示している<sup>1</sup>。また、内閣府が行った過去の同様の世論調査をさかのぼってみると、自宅で介護を受けさせたいと答えた対象者の割合は、1995 年は 57.7 パーセント、2003 年は 52.8 パーセントであった。この数値からは、在宅介護を志向する個人は減少しているように思える。ただし、実際にこれらのデータは、選択肢も、調査項目のワーディングも異なるため単純な比較は困難である。槇原(1997)は、親の介護意識について広島に在住の 40 歳代と 50 歳代の 1,112 人に対する調査結果を報告している。そこでは、親に在宅介護を受けさせたいと答えた者は 69.9 パーセント、施設介護は 15.0 パーセント、そして、その他は 9.1 パーセントであった。また、介護経験と性別で分けた 4 つカテゴリーのうち、介護経験なしの男性が、76.5 パーセントと在宅介護を志向する割合がもっとも高く、介護経験ありの女性が 59.7 パーセントと在宅介護志向が最も低かった。また、都市部と過疎地域の意識の差異はあまりなかったことも言及している。ソニー生命(2013)は、40 歳から 69 歳の男女 1,000 人に対する介護についての調査で、子どもの希望としては、「安心できる高齢者施設で」が 46.8 パーセント、「住み慣れた自宅で」が 53.2 パーセントであった。ただし、調査対象者のなかで親の意向をすでに知っている人(n=217)に尋ねたところ、それぞれ 32.7 パーセントと 67.2 パーセントであったことを示した。最後に、谷垣ら(2000)は、無作為抽出ではない 528 人に対する調査で、親の介護に限らず、一般的な介護意識について、主として家族で不足する介護をホームヘルパーによって補充すべきという意見が 54.8 パーセントともっとも高かったと述べ、在宅での介護に対しても多くの人々が希望していることを示した。

さらに、このような親の介護をどのように行うかについての要因分析は、決して多くない。たとえば、中西(2009)は、府中市に住む 20 歳代の男女に対する調査データを分析した結果、扶養意識「将来親を介護するつもりがあるか」に対して、①男性の調査対象者は、親の経済的余裕が高いほど扶養意識が高いが、女性は影響しない、②母親の学歴が高いほど、男性は扶養意識が低く、女性は扶養意識が高くなる、③調査対象者の学歴は、高いほど扶養意識が高くなる、最後に、④調査対象者の就労については、男性も女性も働いているほど低くなると述べた。これについて興味深いのは、調査対象者の学歴かも知れない。概して性別役割分業意識やイエ意識は、本人の学歴が高いほど低くなるといわれている(吉川 1998)。学歴が高いことはそれらの伝統的な意識を高揚させるのではなく、他のメカニズムが働いていることを示唆するものである。しかし、ここからはどのように扶養するかという意識については不明である。斎藤・佐々木・宮城(2000)は、1996 年に群馬県で行った中年夫婦に対する調査から、介護場所、すなわち、自宅で介護か、自宅以外で介護かについての分析において夫については、現在同居しているか否か、そして、健康の程度が不健康の時に、自宅介護を選択する傾向が見て取れ、妻については、実父母が同居していて、不健康であるとき、そして、収入が高いときに自宅で介護をしたいと考えていることを示した。これらの分析では、調査対象者本人の妻・夫という役割、そして、介護の対象である実親と義親の要因分析を別々に行っている。そのため、妻と夫の差異、そして、実親と義親の差異がわからない。また、斎藤らの分析については、欠損値が多い。これは、将来のことなので、「考えていない、わからない」という回答も多かったからではないだろうか。

これらの調査結果は、主として事実に関する要因分析であったが、他にも、意識・態度変数の分析も行われている。児玉ら(2005)は、秋田と東京の要介護認定を受けた高齢者とその主たる介護者についての調査を行い、「嫁」の介護意識について分析をしている。そのなかで、「経済的な援助をするのは当然

だ」という回答が東京では81.4パーセント、秋田では92.3パーセントがその通りであると答えたと述べた。これらは、介護意識については、嫁という役割が大きく影響してことを示している。また、木子ら(2001)は、50歳から64歳の男女についての調査(n=185)で、配偶者に対する介護については、「義務感」、「愛情」、「自分しかいないから」という調査対象者の意識が介護を志向する要因であることを明らかにした。これらの結果は、前述の調査対象者の基本的な属性のような事実としての概念のみならず、意識変数、特に、伝統的な価値意識、家族の中の役割、そして、それらから構成される関係などが大きく関連していることを示しているであろう。本研究においては、このような親の介護に関する要因をより系統的に分析することに主眼を置いている。

## 2. データと変数

### (1) データ

本研究で用いたデータは、2015年1月に行われた調査によって収集された。調査対象者となったのは、札幌市内に住み、かつ、自分の両親のうち、父親、あるいは、母親どちらか一方が生存している35歳以上60歳以下の男女(n=510)である。調査対象者の抽出には、エリアサンプリングを用いた<sup>2</sup>。このデータから、本研究では親と同居していないケースのみを用いた。

### (2) 変数と方法

分析に用いた従属変数は、親が自立できなくなつた場合、①親を在宅で介護したいか、あるいは施設で介護したいか、②親をその住んでいる地域で介護したいか、あるいは、調査対象者自身、あるいは他の兄弟が引き取って介護したいか、という2つを用いた。これらの変数は、「もし親御さんがどちらかお1人になり、1人で暮らせなくなった場合、あなたはどうのようにしたいとお考えですか。」という問で、自分の父親、そして、母親に対してどのようにしたいかについて調査対象者に答えてもらったものである。調査結果では、「わからない」という回答も多かった。そこで、それらについてもカテゴリーのひとつとした。次に、「その他」として答える回答も若干

あった。これらは、「すでに施設に入所している」あるいは、「親の意向に沿うようにする」というものが主であったが、それらについては、除外した。なお、これらの従属変数に関する集計表は分析結果(表4)に示した。

説明変数については、調査対象者の属性として、性別、教育年数、従業上の地位<sup>3</sup>、兄あるいは姉が何人いるかを用いた。それから意識・態度の変数として、性別役割意識<sup>4</sup>、そして、イエ意識<sup>5</sup>を用いた。自分の親に関する変数として、年齢、生活動作、自分の家から親の家までの訪問にかかる時間、その親が1人暮らしか否かのダミー変数、その親が父親か否かのダミー変数を用いた。配偶者に関する変数として、配偶者に兄、あるいは姉が何人いるか、そして最後に、配偶者の父親、あるいは母親の日常生活動作<sup>6</sup>を用いた。

調査対象者本人や配偶者が仕事を持っていると、介護等に時間に向けられないかもしれない。親の属性における介護等の必要度や親の家までの時間も、やはり介護等に向ける時間に関わるだろう。また、調査対象者、あるいは配偶者の兄姉がいることは、親のケアが必要でも、調査対象者がそれをする必要性が低くなることを意味する。最後に、配偶者の両親の生活動作は、調査対象者にとって他のケアの提供が必要となる可能性に対する対応について検証する。これらの回答については、上記のように調査対象者の父親、母親についてそれぞれ尋ねたために、それがひとつの分析単位となるようにデータの変換を行った。すなわち、調査対象者とその実夫、実母の紐帯を分析の単位としている<sup>7</sup>。

本研究における分析には、多項ロジットモデル(multinomial-logit model)を用いた。ここでの親の介護に関する選択というのは、いわゆる名義尺度と呼ばれる質的なカテゴリーに対しての選択である。また、本研究のような将来的な選択となると、実質的な選択肢の他にも選択肢が出てくる。すなわち、たとえば、ここでの分析のひとつの例を示すと、「在宅」で親を介護したい、「施設」において親を介護したいという介護の希望だけではなく、「わからない」といういまだに決まっていない/考えていないとい

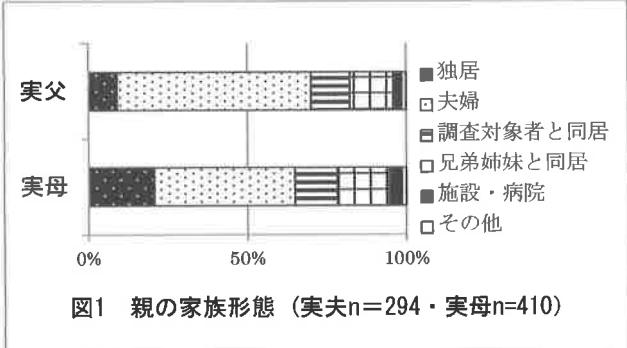
う選択肢がある。それらを、欠損値にしてしまうと、前述の斎藤ら（2000）のように多くのケースが失われてしまう。また、「わからない」という回答についてもなんらかの要因があるのではないだろうか。そのような3つ以上のカテゴリーの選択の結果についてこれらの要因を分析するのがこの多項ロジットモデルである。このとき、ひとつの選択を参照項目（reference）としてそれを基本として回帰係数を解釈するものである。なお、分析には、Stata14/SEを用いた。

### 3. 分析結果

#### (1) 調査対象者の基本属性

本研究で行った調査の調査対象者（n=510）の性別は、人口比で割り当てているため、男性 243 名（47.6 パーセント）、女性 267 名（52.4 パーセント）とほぼ同数である。調査対象者の年齢は、親がいる 35 歳から 60 歳以下を対象としたため平均年齢は 47.05 歳であった。35 歳から 49 歳が 303 名（59.4 パーセント）、50 歳以上が 207 名（40.6 パーセント）であった。親の生存については、父親が生存は 295 名（57.8 パーセント）で、他界が 215 名（42.2 パーセント）、母親が生存は 410 名（80.4 パーセント）で、他界は 100 名（19.6 パーセント）であった。また、現在配偶者がいる 404 名のうち、義父が生存は 233 名（57.7 パーセント）で、義母が生存は 317 名（78.5 パーセント）であった。父親よりも母親が生存の場合が多いことがわかる。

調査対象者のうち、婚姻上の地位は、既婚が 404 名（79.2 パーセント）と最も多く、ほか未婚 64 名（12.6 パーセント）、離別 28 名（5.5 パーセント）、死別 14 名（2.8 パーセント）であった。有職者数は 413 名（81.0 パーセント）で、全体の約 8 割であった。配偶者の有職者数は 309 名で既婚者の 76.5 パーセントが仕事をしていた。兄弟姉妹がいる人は 277 名（54.3 パーセント）で、兄弟姉妹がない人が 233 名（45.7 パーセント）であった。



同居する家族は、本人を含めて 4 名が最も多く 151 名（29.6 パーセント）で、一人で暮らしている調査対象者は 49 名（9.6 パーセント）であった。同居家族が 3-4 名で 293 名（57.5 パーセント）となり、全体の半数を占めている。夫婦と未婚の子どもという家族形態が基本となっていることがうかがえる。住居形態は持ち家（一戸建て）の 289 名（56.7 パーセント）が最も多く、次いで借家・アパートが 146 名（28.6 パーセント）であった<sup>8</sup>。

#### (2) 実親の暮らし

実親の同居する家族形態は、一人暮らしが 112 名（15.5 パーセント）、夫婦のみで暮らしているのが 360 名（49.9 パーセント）、兄弟姉妹と同居しているのは 122 名（16.9 パーセント）、調査対象者と同居しているのが 93 名（12.9 パーセント）、施設や病院に入所しているが 24 名（3.3 パーセント）であった。親は約半数が夫婦のみで暮らしており、一人暮らしは 15 パーセント程度であった（図 1）。北海道はもともと子どもとの同居率が約 3 割と非常に低い地域であるといわれている（鈴木 2012）が、今回の調査では 10 数パーセント程度とさらに低い。なお本研究では、現在離れて暮らす実父母の介護に対する意識にどのような背景や要因があるかを明らかにすることを目的としているため、多項ロジット分析では上記の結果から調査対象者と同居している親の

表1 親の家までの交通時間と親の属性のクロス集計表

	敷地内	15分未満	15-29分	30分-1時間	1-2時間	2-3時間	3時間以上	合計
実夫	13	42	41	44	29	22	66	257
	5.06	16.34	15.95	17.12	11.28	8.56	25.68	100.00
実母	22	58	62	62	37	34	80	355
	6.20	16.34	17.46	17.46	10.42	9.58	22.54	100.00
合計	35	100	103	106	66	56	146	612
	5.72	16.34	16.83	17.32	10.78	9.15	23.86	100.00

カイニ乗統計量 1.44 p=0.963

ただし、表中の上段の数値は実数、下段は各行内のパーセンテージを表す。

数値を省いて分析・考察を行っている。

表2 親の生活動作と親の属性のクロス集計表

	自立	少し手助け	手助け必要	介護必要	合計
実夫	232	7	7	9	255
	90.98	2.75	2.75	3.53	100.00
実母	310	16	8	17	351
	88.32	4.56	2.28	4.86	100.00
合計	542	23	15	26	606
	89.44	3.80	2.48	4.29	100.00

カイニ乗統計量 2.12 p=0.547

ただし、表中の上段の数値は実数、下段は各行内のパーセンテージを表す。

調査対象者と親が暮らす場所との距離については、表1に示したが、同じ建物・敷地内 125名 (17.8 パーセント)、15分未満 100名 (14.3 パーセント)、15-30分未満 103名 (14.7 パーセント)、30-1時間 106名 (15.1 パーセント)、1-2時間 66名 (9.4 パーセント)、2-3時間 56名 (7.9 パーセント)、3時間以上 146名 (20.8 パーセント) であった。全体の約2割は3時間以上の距離で住んでいるもの、約6割は1時間以内の距離で子どもが暮らしている状況である。

現在いる親の生活状況うち、「一人で身の回りのことができる」と最も多くが回答しており、実父では261名 (89.7 パーセント)、実母では354名 (87.4 パーセント)、義父では196名 (85.2 パーセント)、義母では280名 (89.2 パーセント) と、実父母・義父母に限らず親の8割以上はまだ一人で身の回りのことができる状況である。ただし、親の属性と実家の近さ、および生活動作について独立性の検定を行ったが、有意な相関は見られなかった(表2)。

### (3) 実父母の介護に対する意識

本研究の主題である、親の介護に対する意識「もし親御さんのどちらかがお一人となり、一人で暮らせなくなった場合、あなたはどうのようにしたいとお考えですか」を表3に示した。これについては、実父母について

たの母親の場合なら」とたずねている設問である。実父の場合、最も多かったのが「わからない」64名 (21.7 パーセント) で、次いで「自分の暮らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」60名 (20.3 パーセント)、「自分の家に引き取って介護したい」が54名 (18.3 パーセント) であった。実母の場合は、最も多かったのが「自分の家に引き取って介護したい」94名 (22.9 パーセント) で、次いで「自分の暮らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」83名 (20.2 パーセント)、「わからない」72名 (17.6 パーセント) であった。調査対象者の平均年齢が47歳と若いこともあり、「わからない」という回答が多いと考えられる。また、親が暮らしている場所(家や施設など)ではなく、自分が暮らしている家や施設等へと引き取りたいと考えている子どもが多いことがわかる。これは、前述の北海道新聞(2013)でも指摘されている通り、「人口全体の流れと逆行して高齢者の転入者数は増え続けている」という北海道のデータとも重なる結果である。最後に、親の属性と調査対象者の介護の希望については相関がないことがわかった(カイニ乗値 0.627)。

次に、親の介護に対する意識に関する要因について多項ロジットモデルを用いて分析するため、設問の選択肢をモデル1在宅／施設では、在宅を「自分の家に引き取って介護したい」、「兄弟姉妹の家で介護してもらいたい」、「親の暮らす家に通つて介護したい」とし、施設を「自分の暮らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」、「親の暮らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」、そして「わからない」の3つのカテゴリに整理した。モデル2、地元／引き取るでは、地

表3 親の介護意識と親の属性のクロス表集計表

	家に引き取る	兄弟引き取る	実家で介護	近くの施設	実家の施設	その他	わからない	合計
「あなた	実夫	54	25	44	60	37	11	64
		18.31	8.47	14.92	20.34	12.54	3.73	21.69
の父	実母	94	43	57	83	48	13	72
		22.93	10.49	13.90	20.24	11.71	3.17	17.56
親の場	合計	148	68	101	143	85	24	136
		20.99	9.65	14.33	20.28	12.06	3.40	19.29
「あなた								100.00

カイニ乗統計量 4.37 p=0.627

ただし、表中の上段の数値は実数、下段は各行内のパーセンテージを表す。

表4 従属変数と親の属性のクロス集計表

	(1)在宅/施設				(2)実家付近/引き取る			
	在宅	施設	わからない	合計	実家	引き取る	わからない	合計
実夫	108 42.86	89 35.32	55 21.83	252 100.00	77 30.56	120 47.62	55 21.83	252 100.00
実母	168 48.55	117 33.82	61 17.63	346 100.00	99 28.61	186 53.76	61 17.63	346 100.00
合計	276 46.15	206 34.45	116 19.40	598 100.00	176 29.43	306 51.17	116 19.40	598 100.00
	カイニ乗統計量 2.44 p=0.295				カイニ乗統計量 2.58 p=0.275			

ただし、表中の上段の数値は実数、下段は各行内のパーセンテージを表す。

らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」、引き取るを「自分の家に引き取って介護したい」、「兄弟姉妹の家で介護してもらいたい」、「自分の暮らす家の近くにある病院や施設などに入所してもらいたい」、そして「わからない」の3つのカテゴリーで整理した。モデル1のカテゴリーでは、在宅での介護を考えているのは317名(46.6パーセント)で、病院や施設などへの入所は228名(33.5パーセント)、「わからない」は136名(20.0パーセント)であった。在宅での介護を志向している人がわずかながら多い結果となった。モデル2のカテゴリーでは、親が暮らす地元では186名(27.3パーセント)、その他の場所では359名(52.7パーセント)で、「わからない」は136名(20.0パーセント)であった。先ほどの単純集計の結果同様に、親が暮らす地元での介護よりも子どもが暮らすその他の場所での介護を志向していることがわかる。

そのほか、「その他」と回答した調査対象者の自由記述欄には、すでに同居している、すでに入所しているほか、兄弟姉妹以外の家で介護、本人の意向を尊重するという回答があった。親の属性とこれらの従属変数となる2つの変数との間にはそれぞれ有意な相関は見いだせなかった(表4)。

多項ロジットモデルによる分析結果は、表5のとおりである。モデル1の在宅で介護をするか、施設で介護をするという選択に関しては、病院や施設への入所を基準として、「在宅」での介護を選択することに関連する要因を分析したところ、調査対象者が女性であ

れば、働いていなければ、そしてイエイ意識が高ければ「在宅」を選択することが明らかになった。女性は伝統的な価値意識の中での役割を担うことを理解し(または求められ)、イエイ意識が高いということは、介護を含む家中ですべてのことを完結させようとするため「在宅」を志向する

と解釈できる。また親が自立していれば、親が一人で暮らしていなければ、介護の対象となる親が母親であれば「在宅」を選択することが明らかになった。親が今のように自立し、誰かと暮らしていれば、まだ介護が現実的ではなく、施設等を選択するという思考が働くかもしれない。次に義父が支援や介護が必要で、義母が自立していれば「在宅」での親の介護を考えることが明らかになった。たとえ義父が介護を必要としていても義母が元気であれば、実父母の支援や介護を在宅で行う可能性が増えると考えるのかもしれない。さらに、「わからない」と選択していることに対しては、調査対象者が男性である、教育年数が少ない(学歴が低い)、現在働いていない、現在の親の年齢が若い、親が自立している、親が一人で暮らしていない、親が暮らす住まいまで

表5 親の介護意識の多項ロジット分析

	モデル1		モデル2	
	在宅	わからない	地元	わからない
対象者性別	-.431+	.950**	-.053	1.185**
対象者教育年数	.082	-.144*	.051	-.176**
対象者従業上の地位	-.542+	-.998*	.547+	-.476
配偶者従業上の地位	-.189	-.388	.146	-.232
対象者兄姉の人数	-.012	-.192	-.129	-.251
配偶者兄姉人数	-.116	.032	-.238+	.029
親の年齢	-.001	-.029+	.032*	-.016
親の生活動作	-.718**	-.576*	.138	-.217
親の家までの時間	-.078	-.127*	-.201**	-.152*
親が独居か否か	-1.085**	-1.255**	-.240	-.761*
性別役割分業意識	.165	.158	-.045	.039
イエイ意識	.269**	-.001	.045	-.134
父親か母親か	-.418*	-.073	.206	.250
配偶者の父親の生活動作	.249+	.180	-.307*	-.070
配偶者の母親の生活動作	-.438**	-.208	.377*	.177
切片	.431	5.219	-3.475	3.728
n		591		591
Pseudo R2		.106		.085

\*\*: P<0.01; \*: P<0.05; +: P<0.10

なお、モデル1の参照項は「施設での介護」、モデル2の参照項は「地元以外での介護」である。

の距離が短いが、関連していることが明らかになつた。未だ現実的でない介護を想定するのが難しかつたり、親が暮らす住まいまでが近いことで、介護の担い手としても対応が可能なのかもしれない。本分析の興味深い点は、「母親であれば在宅」という結果である。母親であれば生活能力がある程度高く、父親が一人になった場合とは異なり、在宅で暮らし続けられると考えられるのかもしれない。

次に、モデル2の親が暮らす場所での介護か、調査対象者本人やその兄弟姉妹が引き取って介護するかに関する分析では、引き取って介護をするカテゴリーを基準とした。「親が暮らす地域」での介護を選択することに関連する要因は、調査対象者が働いていれば、親の年齢が高い、そして、親が暮らす場所までの距離が短いが関連していた。現在働いており、親が長年地元で暮らしていれば、いずれかの子どもが引き取るよりも地元での介護を志向するだろう。そして地元との距離も近ければ、わざわざ自分が暮らす場所などに引き取らなくても、援助が可能なのかもしれない。また配偶者に兄や姉がいなければ、義父が自立し、義母に介護が必要であれば、親を地元で看ることが明らかになった。配偶者の兄姉や義父母の生活状況が義理の親子関係においても関連している。つまり配偶者に兄や姉がいなければ自分自身も義父母に関わる機会も大きくなり、また義母が介護等を必要としていれば、義父を支えていかなければならぬのであろう。さらに、モデル2で「わからない」と選択していることに関連する要因は、調査対象者が男性である、教育年数が少ない（学歴が低い）、親が一人で暮らしていない、親が暮らす住まいまでの距離が短いが、わからないに関連していることが明らかになった。モデル1と同様、親が一人で暮らしていない、親が暮らす住まいまでの距離が近いほか、男性や教育年数が短い場合に「わからない」とこたえている。これはもしそのような状態になったとしてもどうすればよいのかわからないことへの不安（情報不足や対応できるか否かなど）が背景にあるのかもしれない。親の介護をどこで、誰がするのか、子の暮らしの余裕や情報収集や判断力も大きく影響しているのではないか。

#### 4. 考察

##### (1) 介護はどこですか

今回の札幌市調査の結果を分析し、まず興味深いと感じたのは、調査対象者の性別によって介護意識が異なるということである。また、それのみにとどまらず、介護するのが母親に対してか父親に対してかによっても異なる意識が見いだされた。例えば、調査対象者の性別による違いは、女性は親を老人ホームや病院などで介護してもらうのではなく、在宅で介護を受けるということを志向するということ、そして男性は親をどこで介護をするかということについてわからないと回答しているというところに現れている。また、一人暮らしになるのが母親の場合は在宅での介護を選択するという結果であった。今回の調査では調査対象者の性別役割意識が関連しているという結果は現れなかったが、女性が在宅を志向するという結果や、イエ意識が高い子が在宅を指向するという結果が出たこともまた興味深い。これらは先行研究の児玉ら（2005）や木子ら（2001）らの研究でも明らかになった伝統的な価値意識や家族の中での役割などとも共通しているだろう。

今回の調査では、調査対象者が比較的若いため、親がまだ元気である、親が一人暮らしでない、自分が仕事をしているなど、自宅以外の場所で生活するということは想像できにくいとも考えられる。そして、2割が「わからない」と答えている背景についても、親の約8割が一人で生活できるほど自立しているために、まだ現実的に介護が必要になった場合を想定できないことがうかがえる。ただ、全体的な志向としては、自分の家に、もしくは自分が暮らす家の近くにある病院や施設などに引き取る（呼び寄せる）という子どもが半数に上る。中田（2015）が示したように親が住み慣れた地域で最期まで住み続けたいと願うとすれば、それはどのように解釈すればよいだろうか。昨今構築を目指されている地域包括ケアシステムや地域を基盤としたソーシャルワークが求められる中で、本人にとっての地域をどうとらえるのか、検討が必要である。

##### (2) 札幌市への人口集中

次に、本研究の考察をすすめる上で押さえておか

なければならないこととして、北海道特有の状況があるだろう。それは、北海道内の人口流動が、札幌市以外から中核都市である札幌市への流入が顕著だという点である。『住民基本台帳人口移動報告』をみてみると、2014年に札幌市に流入した119,304人のうち、約8割の96,365人が北海道内からの移動であった（総務省統計局2014；中田2016）。また、前述の北海道新聞（2013）で取り上げられたように、高齢者の人口移動が増加している。本研究においても、調査対象者の43.7パーセントが札幌市出身者で、札幌以外の北海道出身者は47.6パーセントと、約9割が北海道生まれの住民であった。また、現在の親の居住地も、56.9パーセントが札幌市内に居住しており、札幌市周辺の市町村（道央圏）を含めると74.9パーセントにも上る。多項ロジット分析の結果においても、親が住む場所への距離が短いことは、介護について「わからない」とさせる、または、兄弟の誰かが親を呼び寄せる傾向があることが明らかになったが、これは、親が住んでいる場所との物理的な距離が介護意識を規定していることを示している。このように中核都市への周辺部からの流入については、北海道が持つ地域性のひとつととらえ考察を進めていく必要があるだろう。

他方で、北海道の地域性を考えて分析を行ってきたものの、このような状況は、地方の中核都市といわれるところとその郊外に広がる過疎地域との関係に当てはめることができるかもしれない。すなわち、他の都道府県においても、その地域の中核都市への人口集中とその周辺の市町村の衰退という構図は珍しいとはいえない。北海道におけるこの課題は決して一都道府県だけのものだとは言えない可能性がある。今後は、他の地域を含め、研究を進めていくことが求められるだろう。

### （3）まとめ

本研究では、これまで積極的に研究されてこなかった子どもが持つ親の介護意識に着目し、その意識の背景と要因を明らかにすることを目指した。その結果、性別、特に女性の状況や配偶者の兄妹や親の状況によって意識が異なり、また別居する親との距離が関連していることが明らかになった。

今後は、実父母への介護意識だけではなく、義父母や配偶者への介護意識、自分自身の介護希望に関する背景や要因についても分析を進めていきたい。また中田（2016）で取り上げられているような現時点で行われている親子間の資源伝達や、ソーシャルサポートに関する分析とあわせて考察を進めていくことが求められるだろう。そして、引き続き過疎地域における調査と都市部における調査を関連付けながら研究を進めていきたい。

※本研究はJSPS科学研究費補助金若手研究(B)2013-2015年「北海道過疎地域における「協セクター」の形成及び持続要因に関する研究」代表者：中田雅美(課題番号25780334)、JSPS科学研究費補助金基盤研究(B)2011-2014年「地方における住民参加型介入の社会関係資本醸成に及ぼす効果に関する実証的研究」(代表者：中田知生(北星学園大学))の結果の一部である。なお、データ収集のための調査については、「北星学園大学危機管理委員会」の承認を得て実施した。

### [註]

- 1：この調査の調査対象者は全国20歳以上の者で、標本数は5,000人である。
- 2：このサンプリングの詳細、および調査の意図については、中田（2016）を参照のこと。
- 3：「職を持っているか否か」のダミー変数である。
- 4：「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という設問に対して1 "非常に賛成" 2 "どちらかといえば賛成" 3 "どちらとも言えない" 4 "どちらかといえば反対" 5 "非常に反対" という選択肢によって測定した。
- 5：「先祖の墓を守るのは子どもの役割だ」という設問に対して1 "非常に賛成" 2 "どちらかといえば賛成" 3 "どちらとも言えない" 4 "どちらかといえば反対" 5 "非常に反対" という選択肢によって測定した。ただしこの項目は、先祖崇拜、あるいは、伝統的に受け継いだその土地への愛着という意味では、イエ意識の一部を測定したものである。本研究においては、これをイエ意識と定義した。

6: 1 "ひとりで身の回りのことができる自立" 2 "少し手助けをすれば生活できる" 3 "ある程度の手助けがなければ生活できない" 4 "常に見守り、介護が必要"により測定した。配偶者のそれぞれの親が存在しない場合には、0: "介護は必要ない"という項目を入れた。

7: このような分析例に、松田ら（1993）や古谷野ら（1995）などがある。

8: これらの調査対象者の属性の表については、中田（2016）の表2を参照のこと。

#### [参考文献]

北海道新聞（2013）「<道都考>第1部 人口動態の底流＊3＊高齢者＊ついのすみか求め流入」  
2013/10/10, 札幌市内版。

木子莉瑛・木原信市・梅木彰子・澤村美穂；下永田いづみ（2001）「中高年における家族の介護意識調査」『熊本大学教育実践研究』18: 29-35.

吉川徹（1998）「性別役割分業意識の形成要因：男女比較を中心に」「社会階層と社会移動」全国調査 Vol. 14 『ジェンダーと階層意識』49-70.

児玉寛子・出雲裕二・須田木綿子・高橋龍太郎・西村昌記（2005）「嫁の介護意識—東京と秋田の比較から」『秋田桂城短期大学地域総合研究所研究所報』8: 103-117.

古谷野亘・岡村清子・安藤孝敏・長谷川万希子・浅川達人・児玉好信（1995）「老親子関係に影響する子供側の要因—親子のタイを分析単位として—」『老年社会科学』16(2):136-145.

楨原寿美（1997）「広島県における高齢者介護—「高齢者介護に関する意識調査」より—」『広島大学大学院社会科学研究科附属地域経済システム研究センター地域経済研究集会報告書』10: 67-82.  
松田智子・岡村清子・横山博子・安藤孝敏・古谷野亘（1993）「老親子関係の分析単位を個人にすることの方法論的有効性」『老年社会科学』15: 30-35.

内閣府（2010）「介護保険制度に関する世論調査」  
(<http://survey.gov-online.go.jp/h22/h22-kaigohoken/index.html>, 2015.11.30)

内閣府（2014）「一人暮らし高齢者の意識に関する調査」

(<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h26/kenkyu/zentai/index.html>, 2015.11.30)

中西泰子（2009）『若者の介護意識—親子関係とジエンダー不均衡—』勁草書房。

中田雅美（2015）「過疎地域における地域包括ケアシステムに関する一考察 一人暮らし高齢者の相談相手に着目して」『Jsssw2015 第32回日本ソーシャルワーク学会大会 プログラム抄録集』172-173.

中田知生（2016）「親子間の資源伝達とその要因に関する研究—子供に対する札幌調査から—」『北星論集』（北星学園大学社会福祉学部）53（校正中）

斎藤基・佐々木かほる・宮城重二（2000）「中年夫婦間における介護意識に関する研究—親との同別居・親の配偶関係・健康状態との関連—」『女子栄養大学紀要』31: 121-131.

鈴木透（2012）「高齢者の居住状態の地域パターン—国民生活基礎調査の分析—」国立社会保障人口問題研究所『高齢者の居住状態の将来推計』32-43.

ソニー生命保険株式会社（2013）「親の介護と認知症に関する意識調査」  
([http://www.sonylife.co.jp/company/news/25/nr\\_131107.html](http://www.sonylife.co.jp/company/news/25/nr_131107.html), 2015.11.30)

総務省統計局（2014）「住民基本台帳人口移動報告」  
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?lid=00001129143>, 2015.11.30)

谷垣靜子・佐藤卓利・小松光代・岡山寧子・大西早百合・阿部登志子・福間和美（2000）「中高年のサクセスフルエイジングに向けた準備行動」『京都府立医科大学医療技術短期大学部紀要』10: 107-113.

# 【論文】 地域包括支援センター社会福祉士による

## ソーシャル・アクション展開の構造分析

Structural Analysis of Social Action Development by Certified Social Worker of Community General Support Center

丸山正三(専門学校日本福祉学院)

### 要旨

本研究は、地域包括支援センターの社会福祉士を対象にインタビュー調査を実施し、KJ法による分析から地域包括支援センターの社会福祉士が取り組む活動とソーシャル・アクションの関係を構造的に明らかにした。結果として、ソーシャル・アクションの認識は社会福祉士としてのバックグラウンドから影響しているが地域包括支援センターの活動への直接的な影響は弱いこと、一方で地域包括支援センターの活動の中にケースアドボカシーからコーズアドボカシーにつながる実践が見られ、その部分でソーシャル・アクションが展開されていると考察された。

Keywords : ソーシャル・アクション コーズアドボカシー 地域包括支援センター

### I. 研究の背景

#### 1. はじめに

現代日本のソーシャルワーカーによるソーシャル・アクション実践の実態はどうであろうか。社会福祉士を対象とした調査研究からは、ソーシャル・アクションに対する重要性は認識されている一方、実践経験のある者はおよそ半数であったことが示されている（横山ら 2011；高良 2013）。また、高良はソーシャル・アクションに関するアンケート調査の回収率が 17.1%と他のソーシャルワーク実践に関する調査と比較しても低く、そもそもソーシャル・アクションに対する関心の低さがあることを指摘している（高良 2013 : 44）。これらの研究から、社会福祉士によるソーシャル・アクション実践は多くないことが分かる。

一方で、人間の尊厳と社会正義を価値観とする社会福祉士はソーシャル・アクション実践に積極的であるべきとする声が、にわかに高まっている（藤田 2013）。貧困、経済格差、孤立といった社会構造的な問題が表面化してくる中で、個別支援に留まらない活動としてのソーシャル・アクショ

ンが志向されることは当然と考えても良いだろう。

#### 2. ソーシャル・アクションの概念

##### 1) ソーシャル・アクション概念の揺れ

ソーシャル・アクションの概念に揺れがあることが指摘されている（牧里 1997 : 200）。揺れが生じている背景は、歴史的系譜に因るものと社会福祉教育におけるソーシャル・アクション教育の位置付けの不明確さに因るものが考えられる。

まず、ソーシャル・アクションの歴史的系譜を概観する。ソーシャルワークの源流は、19世紀に始まった慈善組織協会とセツルメントにある。慈善組織協会では友愛訪問員による訪問活動から労働者、貧困生活者の生活実態を理解しつつ様々な慈善組織との連絡調整が行われることで地域の組織化が進められた。セツルメントは、社会改良の視点が強く労働者、地域の住民と共に生活環境を改善することに加え、社会調査などから生活実態を客観的事実として示すことで世論や政策へのインパクトを与えた。このようなソーシャルワーク誕生の時点から組織化および社会改良といったソーシャル・アクションが展開されていた。

アメリカでは、ソーシャル・アクションに対してソーシャルワーカーによる技術や方法を強調する方向性と社会的に圧力を受けていた住民による運動としての側面を強調する方向性があった。1929年からの不況下では、ソーシャルワークにおいてもソーシャル・アクションに対する関心が高まり、ソーシャルワークの技術として位置付けられた（横山ら 2011）。一方で住民が主体となる運動が注目される。1930年代のシカゴの貧困地域で住民を民主的に組織化し社会的抑圧に対抗したアリンスキ（Alinsky,S.D）の活動は、1960年代の公民権運動、福祉権運動等につながっていく。アリンスキによる実践は後のロスマンによるコミュニティ・オーガニゼーション3分類によるソーシャル・アクションに影響を与えたとされる。ロスマンはソーシャル・アクションを「社会構造上の不正義や不平等、剥奪といった状況におかれている被害者集団を組織し、公共に訴えることで問題を顕在化させることを目的とする実践」と捉えた（室田 2011a : 150）。このようにアメリカでは、その時代の社会情勢を背景としてソーシャルワーカーによる専門技術としてのソーシャル・アクションと住民が主体となった運動としてのソーシャル・アクションの二側面があった。

日本でのソーシャル・アクションの実践は、戦前は方面委員などが積極的に活動した救護法実施促進運動（1929年）が代表例として紹介されている。戦後は高度経済成長期の公害訴訟運動、保育所づくり運動（1950年代～）、朝日訴訟運動（1957～67年）、小児マヒ生ワクチン獲得運動（1960～61年）、障害者運動（1960年代後半～）、老人医療費無料化闘争（1969～73年）などがその例である（横山ら 2011）。アメリカにおけるソーシャル・アクション研究の紹介から、日本の研究でもソーシャル・アクションをソーシャルワークの一分類としての位置付けも行われたが、まだ専門職業として確立していないことから上述した組織的運動への関与も一部に留まっていた。また、ロスマンのコミュニティ・オーガニゼーションの3分

類が紹介されてからは、ソーシャル・アクションはソーシャルワークの一領域ではなくコミュニティ・オーガニゼーションの一領域として認識が強まってきた。

続けて、社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置について述べる。社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置付けは、横山ら（2012）が年代毎の変遷について詳細な分析を行っている。その研究から特徴的な点としてあげられることは、1970年代前半まで大学の授業の中でもソーシャル・アクションが積極的に取り上げられていたが、1970年代後半から次第にソーシャル・アクションの視点が弱くなっていることがある。特に、1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が制定され厚生省（当時）から出された通知にはソーシャルワークの方法を従来の研究者が整理していた六分法ではなく、ソーシャル・アクションを外した五分法が提示された。もっとも社会福祉士を養成する標準的テキスト<sup>1)</sup>では、ソーシャル・アクションの章立てがされており、全く教育が行われない訳ではないが相対的に視点は弱まったと言える。

これらのレビューからソーシャル・アクション概念の揺れについて、牧里（1997 : 200）が説明しているようにソーシャル・アクションは当事者を含む社会福祉運動なのか、ソーシャルワーカーによる方法・技術体系なのか、主体をめぐる揺れ、そして、ソーシャルワークの方法か、コミュニティ・オーガニゼーションの一領域か、という方法上の概念の揺れが生じていることが確認できる。

## 2) ジェネラリスト・ソーシャルワークにおけるソーシャル・アクションの統合化

ソーシャル・アクション概念の揺れは、現場のソーシャルワーカーにも分かりにくさをもたらす。これは上述した社会福祉士を対象とする調査でソーシャル・アクションに対する重要性を認識しつつも積極的に実践されていない実態と重なる。ソーシャル・アクション概念の明確化は、現場のソ

一シャルワーカーと今後のソーシャルワーカーを養成する社会福祉教育において強く求められることだ。

ソーシャル・アクション概念を明確化する枠組みとしてジェネラリスト・ソーシャルワークが有用である。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、個人と環境の連続的な繋がりを理解し、ソーシャルワークの方法を統合的に活用することに特徴がある。それゆえ、関わる対象も従来のように問題領域で限定せず、例えば、高齢者の生活支援において家族が抱える疾患や経済問題などにも関わることとなる。ソーシャルワークの方法では、地域生活する個人を支援しつつ地域の組織化にも関わる。このような個と地域の一体的支援は地域を基盤としたソーシャルワーク (community based social work) の基礎理論としても位置付けられている（岩間 2011）。

Johnson,L.C.&Yanca,S.J. (2001:508-15) は、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおけるソーシャル・アクションを間接援助活動の一部としてまとめている。具体的には、ソーシャル・アクションの系譜に関連したコーズアドボカシー (cause advocacy) の手段であり、ロスマンによるコミュニティ・オーガニゼーションのソーシャルアクションモデルとして抑圧された人々を組織化するアプローチであると述べられている。

ジェネラリスト・ソーシャルワークの枠組みから従来のソーシャル・アクション概念の揺れを捉え直すことができる。ジェネラリスト・ソーシャルワークでは、「あれかこれか」という二項対立を回避し、システムという視点から「あれもこれも」と連続線上につなげて捉える。それゆえ、ソーシャル・アクションの主体をめぐる揺れは、当事者を含む社会福祉運動であり、ソーシャルワークの方法でもあると捉え直すことが可能だ。この場合、ソーシャルワーカーは、個人と社会環境の両方を視野に入れながら現実の状況に合わせた位置取りが必要となる。すでに当事者や市民による運動が開始されているのであれば協力する位置となり、

宣伝、交渉、ネットワーク化など専門的方法を必要な場面で活用する。クライエントの問題が地域の中で埋もれている場合は、直接支援者の位置からスタートし、同様の問題を抱える人々を支援するためコーズアドボカシーに位置取りを移すこととなる。このようにソーシャル・アクションをめぐる主体の揺れは、ジャネラリスト・ソーシャルワークの枠組みでは連続線上的ソーシャルワーカーの位置取りのあり方と捉え直すことができるだろう。

ソーシャル・アクションがコミュニティ・オーガニゼーションの一領域であるのかという方法上の揺れは、そもそもジェネラリスト・ソーシャルワークが方法論を統合化させていることを考えれば必然的に解決する揺れである。方法で強調されるのは、目的に沿って適切に選択されることだ。例えば、ゴミ屋敷となった家で生活する人を支援する場合、その個人の生活を支えるだけでは不十分である。地域住民の疎外意識や攻撃的感情が緩和され、対象である個人を含む地域住民の組織化まで進展しなければ十分な解決とならない。ソーシャルワークとして個別支援からコミュニティ・オーガニゼーションまで、段階に応じて適切な方法が選択される必要がある。それでは、この例においてソーシャル・アクションはどこにあるのであろうか。それは、クライエントの問題を個人の問題に收めず、地域や社会の問題として捉えてアプローチしようとする視点にあると考える。そう考えれば、方法をめぐる揺れは消え、ソーシャル・アクションは、方法よりも視点としての意味が重要となる。クライエントの問題を個人の問題に收めず、地域や社会の問題として捉えてアプローチしようとする視点は、ソーシャル・アクションと関連するコーズアドボカシーと表現することができる。

## II. 研究の目的と方法

### 1. 研究の目的

本論では、ジェネラリスト・ソーシャルワーク

の枠組みから、ソーシャル・アクションを次のように捉えることとする。①個人から環境の全体を視野入れた、コーディネーターを視点とした諸活動である。②活動は、ソーシャルワーカーが中心的な位置取りをする場合から当事者や市民組織の活動に協力的な位置取りをする場合の広がりがある。

上述したソーシャル・アクションの認識に基づき、ソーシャルワークの実践活動とソーシャル・アクションの関連について構造的に明らかにすることを目的とする。

研究対象は実践分野や方法の範囲が比較的広いと考えられる地域包括支援センターの社会福祉士とする。

## 2. 研究方法

### 1) 調査手法と調査期間

探索的な調査であるため、自由な語りからデータが得られる半構造的なインタビュー調査とした。一件あたりのインタビュー時間は 60～120 分である。インタビュー内容は了承の上、IC レコーダーへ録音した。調査項目は、①基本属性について、②社会福祉士としての実践活動について、③社会的に弱い立場の方や権利侵害が起きている事例への関わりについて、④行政との関わりと政策への働きかけについて、⑤ソーシャル・アクションに対する認識について、を基本とした。調査期間は 2015 年 3 月～5 月である。

### 2) 調査対象

北海道内の委託型の地域包括支援センターに所属する社会福祉士とした。社会福祉士の経験年数

表 1 調査対象者の基本属性

地域包括支援センター	性別	役職の有無	地域包括支援センターでの経験年数	社会福祉士取得後の経験年数
A	男性	センター長	5 年	17 年
B	男性	無し	10 年	13 年
C	男性	センター長	4 年	8 年
D	男性	センター長	3 年	7 年

は、実践経験の広がりを考え 5 年以上（所属機関に関わらない）とした。対象とする地域包括支援センターは、地域的な偏りに配慮しつつ直接的、間接的つながりから調査協力の依頼を行い承諾いただいた機関とした。調査を実施した地域包括支援センターは 6 機関であり、インタビュー対象者は 7 名である。

### 3) 分析方法

質的データから構造的分析が可能な KJ 法による分析を行った。分析手続きは、①インタビューの音声データをすべて逐語として文字化、②文章の流れに配慮し意味のまとまりで区切り内容を一行の文章で表したラベルを作成、③ラベルの比較から意味の類似性が判断できるものをグルーピングし集められたラベルの意味から新たなラベルを作成、④③を繰り返し最終的に 4 つのカテゴリーに分類、⑤図解化及び文章化という流れで進めた。尚、分析はケース毎ではなく全体として行った。

### 4) 倫理的配慮

調査対象には、調査目的と調査方法を説明した上で協力の内諾を受け、調査目的、調査方法及び守秘義務遵守を記した依頼文書を提出した。IC レコーダーの電子ファイルは暗号化及びパスワード設定を行い研究用のパソコンで管理している。逐語記録の作成にあたっては固有名詞を匿名化して処理した。

## III. 結果

### 1. 調査対象の属性

調査対象者の基本属性は、表 1 の通りである。

E	女性	無し	7年	9年
F	女性 男性	無し センター長	4年（他のセンターで+3年） 2年（他のセンターで+5年）	12年 23年

\*Fの地域包括支援センターは、2名の社会福祉士に合同インタビューを実施した。

## 2. 地域包括支援センターの社会福祉士が取り組む活動とソーシャル・アクションに関する構造分析

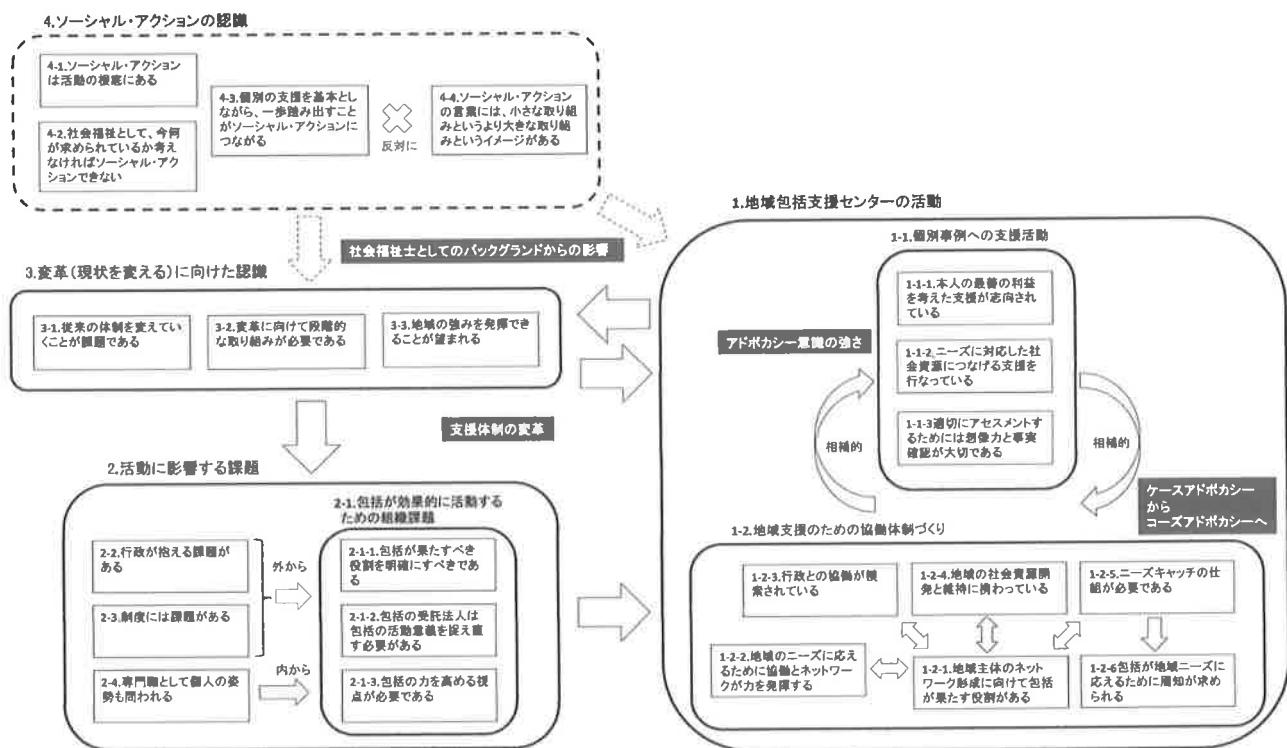
### 1) 概要

6件のインタビューから作成した元ラベル数は445である。このラベルから最終的に【1.地域包括支援センターの活動】【2.活動に影響する課題】【3.変革（現状を変える）に向けた認識】【4.ソーシャル・アクションに対する認識】の4つのカテゴリーに分けられた。また、【1.地域包括支援センターの活動】は、【1-1.個別事例への支援活動】【1-2.地域支援のための協働体制づくり】の2つの下位カテゴリーに、【2.活動に影響する課題】は【2-1.包括が効果的に活動するための課題】の下位カテゴリーと《2-2.行政が抱える課題がある》《2-3.制度には課題がある》《2-4.専門職として個人の姿勢も問われる》の3つの最終ラベルに分けられた。

度には課題がある》《2-4.専門職として個人の姿勢も問われる》の3つの最終ラベルに分けられた。カテゴリー及び最終ラベルの関係を図解したのが図1である。尚、図解上では角がある四角形が最終ラベルを表し、角が丸い四角形はカテゴリーを表す。文章上では【】はカテゴリーを表している。また、《》が最終ラベルを表し、＜＞が下位ラベルを表している。下位ラベル中の（）内の数字は元ラベル数を表す。ラベル内の用語について、地域包括支援センターは、包括と省略して表現している。

以下では、それぞれのカテゴリーと最終ラベルの結果を説明し、カテゴリー間の相互関係を明らかにする。

図1 地域包括支援センター社会福祉士が取り組む活動とソーシャル・アクションに関する構造分析



## 2) 個別事例の支援活動

【1.地域包括支援センターの活動】は、【1-1.個別事例の支援活動】が起点と考えられる。1-1.は、《1-1-1.本人の最善の利益を考えた支援が志向されている》《1-1-2.ニーズに対応した社会資源につなげる支援を行っている》《1-1-3.適切にアセスメントするためには想像力と事実確認が大切である》の3つの最終カテゴリーからまとめられた。

1-1-1.では、社会福祉士の業務として、高齢者虐待への対応などく権利擁護を使命とした支援を行なっている(16)>ことが確認された。また、支援過程では、<本人が理解でき、意向を尊重した支援を行なっている(19)>こと、<本人が拒絶しても保護が必要と判断される場合は、関係者と合意を得て対応を行う(3)>こと、<本人が支援を拒否する理由は始めから分からぬため、慎重な支援が必要である(6)>とされ、本人の意向を尊重しつつも関係者と合意を得ながら支援を進めていることが理解できた。一方で、<特定の対象を支援する場合、支援を受けない人との公平性も課題である(1)>とあり、支援対象の本人だけに意識が集中しないバランスも考えられていた。

1-1-2.は、<対応する社会資源を考えて支援に繋げている(2)>こと、<介護保険制度に限定せず、本人のニーズに対応した社会資源に繋げている(7)>とニーズを見極め、対応する社会資源に繋ぐ支援が行なわれている。社会資源への繋ぎは、本人をサービスの受給者と考えるだけでなく、<本人が働いて収入を得るなど、社会参加できることが大切である(2)>と自立と社会参加も考えられていた。一方で、<サービス、資源に繋げられないこともある(1)>と、必ずしも社会資源に繋げられない課題も存在していた。

1-1-3.は、一例として、<認知症で何回も薬をとりにくるのは、理解力、判断力が乏しい中で金銭的搾取、食事、ゴミ屋敷などといった問題があるかもしれない(1)>と想定されており、<アセスメントは、対象の課題を想定し事実確認していく

ことが必要である(9)>こと、<対象の課題を捉える想像力がないと必要な資源に繋げられない(2)>ことが示されていた。

3つの最終カテゴリーに共通するのは、地域の中で支援を必要としている対象本人を見逃さないとするアドボカシー意識の強さだと考えられる。

## 3) 地域支援のための協働体制づくり

【1-2.地域支援のための協働体制づくり】の中にあるのは《1-2-1.地域主体のネットワーク形成に向けて包括が果たす役割がある》という認識である。これは<包括が地域のネットワーク形成を促進している(15)>という実績を踏まえ、<地域の人との課題共有から地域主体の取り組みに向けた包括の役割がある(17)>こと、<他の団体も地域での活動を行っているが、協力を求めている(2)>こと、また、例えば、地域の医師会などくキーマンとして動く存在が組織的活動に影響を与える(2)>と認識し、地域包括支援センターが地域の各主体の間で調整的に活動する役割があることである。

ネットワーク形成の意義として、《1-2-2.地域のニーズに応えるために協働とネットワークが力を発揮する》と捉えられた。これは、<地域の関係者が集まり、話し合うことで協働する関係ができる(26)>こと、そして、<ネットワーク化はそれぞれの限界を超えて力を発揮できる(28)>という認識である。

行政との関係では、《1-2-3.行政との協働が模索されている》ことが挙げられた。すでに<行政との話し合いができる場と関係がある(3)>場合は、<行政への問題提起から、一部はすぐに対応してもらえている(4)>と協働が実現していた。しかし、<行政に働きかけるには、十分な準備が必要である(14)>こと、<行政にも限界があるため、行政に任せるのではなく巻き込むようにしている(9)>と協働の難しさも指摘された。協働の必要性については、<行政と地域の課題を検討する機会が

必要である(14)>こと、そして、<行政に対する期待がある(3)>ことが挙げられた。

地域のネットワーク形成に関連し、《1-2-4.地域の社会資源開発と維持に携わっている》ことも挙げられた。これは、<地域住民のニーズに対応した環境づくりも包括ができることがある(3)>という認識があり、<当事者グループの新たな立ち上げや活動をサポートしている(3)>こと、例えば地域で組織化がなされていないホームヘルパーの組織化に関わるなど<関係する専門職の専門性を高めるために、専門職団体の組織化への支援を行なっている(9)>こと、<活用できる資源を生かし、地域で活用できる新たなシステムを開発してきた(6)>ことが示された。

地域のネットワークの形成において、《1-2-5.ニーズキャッチの仕組が必要である》ことが強調されていた。すなわち、<発信が少なく関わりが弱い地域ではゴミ屋敷などの地域課題が潜在化しやすい(3)>ため、<地域の課題やニーズを顕在化させる必要がある(7)>ことである。<地域包括ケアシステムとして、関係団体との協力を得てニーズキャッチのための新たな仕組みを作っている(8)>地域もあり、<早期に問題を発見し問題を大きくしない仕組みを目指している(16)>ことが確認された。

《1-2-6.包括が地域ニーズに応えるために周知が求められる》ことは、まだ<地域住民及び関係機関に包括のことが周知されていない(3)>課題があることから示された。<地域の関係者に啓発活動を続けてくることで包括に繋がる件数が増えている(17)>ことを実感されていた。そして、<掘り起こしをすると最初は件数が増えるがその後は対応すべき件数が落ち着いてくる(1)>ため、業務量増大に対する懸念よりも周知によるニーズキャッチの意義が強調されていた。周知方法について、<周知する影響力としてマスコミを活用することもある(2)>と影響力のある手段を考えること、<政党に話すことはないが町内会を通じて議員にも伝わる(1)>と周知は自然に広がることも

示された。また、地域包括支援センターが、<気軽に立ち寄って相談してくれる場になつたら良いと思っている(1)>と地域の中で垣根が下がることも望まれていた。

【1-1.個別事例への支援活動】と【1-2.地域支援のための協働体制作り】は、相補的な関係にあると理解された。個別支援を効果的に展開するためには、地域の協働体制が必要となる。また、地域の協働体制は、個別支援の展開の中で地域の関係者と協力関係を形成していることから、個別支援の積み重ねによって作られている面がある。

【1-1.個別事例への支援活動】では、ケースアドボカシーが志向されているが、【1-2.地域支援のための協働体制作り】においてコーディネートアドボカシーへの移行が見られる。1-2-2.では、<ネットワーク化はそれぞれの限界を超えて力を発揮できる(28)>ことの具体例として、<福祉領域だけでなく、政策形成する人、商工会の人、学校の先生などと付き合っていく中で解決しそうな繋がりが見える>とあつた。これは、多様なネットワークを形成することで地域の様々なニーズに対する対応力を高めていると考えられる。1-2-3.からは、地域の課題対応のため行政との協働が必要であることが示されている。また、行政に対する働きかけは、一つの包括では影響力が少ないため、<市内複数の包括で課題をまとめ市に提出した(1)>との例があり組織的に取組んでいることが理解された。1-2-4.の地域の社会資源開発では、「関係機関が対象者の情報を共有するための連携シート」、「高齢者の情報を確認するためのキーホルダーの配布」など、支援に繋げるための情報共有の仕組みが作られていた。また、<虐待をした方への支援の集いを開くなど、今まで無かった活動を行い積極的に働きかけている>との例から、当事者グループの新たな立ち上げやサポートに関わっていることが理解された。《1-2-5.ニーズキャッチの仕組みが必要である》との認識は、現に関わっている個別支援の対象を超えて、ニーズを抱えつつも地域に埋もれてしまっている人々を発見し支援に

繋げる認識である。これらは、いずれもコーズアドボカシーとして地域で支援を必要としている対象全体に対する取り組みと考えられる。

#### 4) 活動に影響する課題

地域包括支援センターの活動は【1-1.個別事例への支援活動】と【1-2.地域支援のための協働体制づくり】の2つの側面があることが確認できた。同時にこれらの実践に影響する【2.活動に影響する課題】の存在も明らかとなった。【2.活動に影響する課題】は、【2-1.包括が効果的に活動するための組織課題】と、その課題に外から影響を与える《2-2.行政が抱える課題がある》こと、《2-3.制度には課題がある》こと、そして、内から影響を与える《2-4.専門職としての個人の姿勢も問われる》ことが確認された。

2-1.は、3つの最終ラベルとしてまとめられた。一つ目の《2-1-1.包括が果たすべき役割を明確にすべきである》は、＜包括の能力を超えることを求められても対応できない(23)＞＜現場では、マクロな対応としてのソーシャル・アクションまで考えられていない(4)＞という二つの下位ラベルにまとめられた。前者は、＜介護予防支援のコンプライアンスのために書く書類が多く、ゴミ（屋敷）問題、虐待問題も増え、どうすればよいのか(1)＞との例があり、介護予防支援に係る事務業務を適正に処理することに加え、深刻な事例への対応が増えることへの困難感として表現された。後者は、目の前の業務に追われる中でマクロな領域への視点を持ちにくいことが示された。

2つ目は《2-1-2.包括の受託法人は包括の活動意義を捉え直す必要がある》ことである。自治体内に複数の地域包括支援センターがある場合、＜包括の受託法人は、それぞれ法人としての考えが異なり足並みがそろわない(2)＞という課題が指摘された。法人が採算を重視した場合には活動の範囲が限定されることから、＜包括の活動意義について、受託法人は採算ではなく法人としての価値を高めることに重きをおく必要がある(6)＞と

の考えが示されていた。

3つ目の《2-1-3.包括の力を高める観点が必要である》ことは、まず、組織として＜人員配置を整えるなど、働きやすい環境づくりが成されれば支援はより効果的になる(3)＞こと、＜業務に振り回されない体制づくりが必要である(21)＞との認識である。一方で、＜包括として新しい取り組みに面白さを感じている(2)＞と意欲的に活動している面がある。

2-1.に外から影響している課題の一つは《2-2.行政が抱える課題がある》ことだ。例えば、＜ゴミ屋敷の問題に対応する制度がなく、縦割りの行政組織のため対応しようとしている(3)＞という縦割体制の課題が指摘された。《2-3.制度には課題がある》ことは、＜制度はニーズに柔軟に対応していない(14)＞こと、＜制度が本来の目的から外れ、非効率になっている場合がある(3)＞ことが挙げられた。このような制度の課題は指摘されたが、今回のインタビューにおいて制度の不足を指摘する意見は聞かれなかった。

内から影響する課題は、《2-4.専門職として個人の姿勢も問われる》ことである。＜人との関係性で、こういうことは喜ぶんじゃないか、嬉しくないかと考えている(1)＞との例があり、専門職として個人の人間性や価値観も影響することが窺われた。

#### 5) 変革に向けた認識

【3.変革（現状を変える）に向けた認識】は、《3-1.従来の体制を変えていくことが課題である》《3-2.変革に向けて段階的な取り組みが必要である》《3-3.地域の強みを発揮できることが望まれる》の3つの最終ラベルとしてまとめられた。

3-1.は、＜これまでの連携体制で機能していない部分がある(6)＞として、＜情報交換の場はあっても地域の課題解決のために機能していない(3)＞ことが指摘された。また、＜地域ケア会議の話し合いから、各団体への反映までは難しい(1)＞との例から、＜従来の枠組み（体制）を変える

必要があるが難しい(3)>と認識されていた。

3-2.は、<新たな提案を通すためには、戦略的に方法を考える(11)>こと、<提案をしても理解がされなければ進まないため、理解されるために時間をかけている(9)>こと、<下準備や下地作りを惜しまずやってきた人が一山も二山も超えられる(1)>ことが挙げられた。段階的な取り組みが聞かれた一方で、<地域の課題について現状では包括による政策提案はできていない(2)>との指摘もあった。

3-3.は、地域での話し合いなどから<地域からの自発的協力がある(11)>と地域の強みとして捉えられていた。また、制度に期待するだけでなく、地域で活用できる資源に注目し、<地域に多様な資源があることが望ましい(4)>と捉えられていた。

【3.変革（現状を変える）に向けた認識】はまず、【1.地域包括支援センターの活動】から様々な課題に直面する中から生じていると考えられる。もう一方で、後述する【4.ソーシャル・アクションの認識】からの影響も想定できる。反対に、【3.変革（現状を変える）に向けた認識】は、【1.地域包括支援センターの活動】と【2.活動に影響する課題】の双方に支援体制の変革として影響していると考えられる。

#### 4) ソーシャル・アクションの認識

【4.ソーシャル・アクションの認識】は、《4-1.ソーシャル・アクションは活動の根底にある》《4-2.社会福祉として、今何が求められているか考えなければソーシャル・アクションできない》《4-3.個別の支援を基本としながら、一步踏み出すことがソーシャル・アクションにつながる》《4-4.ソーシャル・アクションの言葉には、小さな取り組みというより大きな取り組みというイメージがある》という4つの最終ラベルにまとめられた。

調査対象者からは、いずれもソーシャル・アクションを強く意識して実践しているという発言は聞かれなかった。4-1.では、<活動のベースにソ

ーシャル・アクションの視点があるため、結果的にソーシャル・アクションの活動となっていることがある(3)>との認識があり、<ソーシャル・アクションという言葉にこだわっていない(3)>とソーシャル・アクションという言葉があまり意識されていないことが分かった。言葉の認識について、<教育において、ソーシャル・アクションが事例を踏まえて理解されなければ違ってくる(1)>と教育の課題も挙げられていた。

4-2.は、<今の情勢と求められていること、課題を理解しないとアクションにつながらない(1)>との認識があり、現状認識を深めることからソーシャル・アクションにつながることが示された。

4-3.は、<困っている人の代わりに支援に結びつけていく中で周りの理解も広がるなど、個別の活動自体もソーシャル・アクションにつながっていく気がしている(1)><地域の課題に対応し、いろんなところとの協力体制を作り制度にも繋げていくという活動もソーシャル・アクションだと思う(2)><一步提案、一步踏み出し、一步進むことがなければ変わらない(1)>と、個別支援を基本としながら一步を踏み出していくことがソーシャル・アクションに繋がるという認識である。

一方、4-4.では、<大きな母体に対して大きく出していくというのがソーシャル・アクションのイメージ(1)>とあり、普段の実践からかけ離れた大きな取り組みとの認識もあった。

ソーシャル・アクションに対するこのような認識は、【1.地域包括支援センター】の活動と【3.変革（現状を変える）に向けた認識】の両方に影響を与えていると考えられるが、ソーシャル・アクションに対する捉え方に広がりがあり、言葉としての認識が弱いため、社会福祉士としてのバックグラウンドから影響を与えていると判断される。

## IV. 考察

### 1. 地域包括支援センター社会福祉士によるソーシャル・アクション実践

分析結果から、地域包括支援センターの社会福

祉士によるソーシャル・アクションは、個別事例への支援活動と地域支援のための協働体制づくりの中で、ケースアドボカシーからコーズアドボカシーへの展開として実践されていると考えられる。地域包括支援センターの中で社会福祉士に期待される役割は、虐待対応や支援拒否される対象など権利擁護を中心とした支援活動である。インタビューでは、長期に孤立状態にあった対象を発見した際、身体状況は衰弱し起き上がることが難しい状況にありつつも病院に行くことなどに不同意であった例が紹介された。年齢は介護認定の対象ではなく（そのため地域包括支援センターの対象からも外れる）、障害認定も受けておらず生活保護の対象ともなっていなかったため、関わる責任主体が不明確であったとのことだ。しかし、「ほっとけない」という権利擁護の観点から本人との関わりを続け、地域包括支援センターの母体法人による地域貢献としてデイサービスでの入浴支援、医療受診への同意を得て医療的検査を受けるまで支援が行なわれていた。支援を進める中で分かってきたことは、難病による筋萎縮のために身体可動に制限があったこと、そのような病気があることは本人すら認識できずに長い期間孤立状態に置かれていたとのことだ。このような支援事例はケースアドボカシーとなる。地域包括支援センターの社会福祉士は、このように権利擁護が必要な事例に関わりケースアドボカシーを行なっていることが多い。分析結果からも個別事例の支援活動からはアドボカシー意識の強さが確認できた。

上述した孤立状態にあった方の例では、母体法人及び医療機関との連携が図られていた。また、市に対しても報告と相談を行うことで、支援活動を個別支援に埋没させず地域の協働体制づくりにつなげていると考えることができる。すなわち、それは同様の事例に対する支援体制を整えることになり、市に対しては責任主体としての認識を迫ることであるからだ。地域支援の協働体制づくりでは、他にも地域の住民を含めた関係者との話し合いの場を作りネットワーク形成が志向されてい

た。そして、ネットワークからはニーズキャッチの重要性が挙げられ、自ら支援を求めることが難しい対象を発見し支援することが強調されていた。これらは、いずれもコーズアドボカシーの取り組みと考えられる。

このようにケースアドボカシーからコーズアドボカシーに向けた、取り組みの一つ一つがソーシャル・アクションであると理解できる。

## 2. ソーシャル・アクションの位置取りと方法

今回の調査から、展開されているソーシャル・アクションの位置取りを考えると、ソーシャルワーカーである社会福祉士が中心になっている場合がほとんどであった。孤立化し支援を拒否する対象者への関わりにしても、虐待が起きている対象への関わりにおいても、社会福祉士が対象との関係を築きつつ支援に繋げる働きを行い、支援体制を構築していた。

当事者や住民による主体的なソーシャル・アクションへの取り組みを確認することはできなかつたが、住民との話し合いの場から<町内会、婦人会の人から何かをやりたいという声が>(1)>やく地域の方達と関係ができてきて、共感し、何かをしたいと言ってくれる関係が広がってきた(1)>という意見もあり、住民の主体的な意識があることは確認できる。また、そのような主体的な意識の高まりに住民との話し合いの場の設定など社会福祉士の活動による影響も認められた。このことから、今後において住民によるソーシャル・アクションが展開される可能性があり、また、住民の主体化に社会福祉士が関わっている部分があると言える。

ソーシャル・アクションの方法について佐藤(2001:229-30)は、合意モデルと闘争・葛藤モデルがあることを説明している。合意モデルは、人びとが社会的組織や制度を民主的に、かつ滋養的に変革していく行動に責任を持つ人に成長する過程であり、ソーシャルワーカーは、可能性を鼓舞する人(enabler)、ソーシャルワークの大義と

機能に貢献する役割があるという。闘争・葛藤モデルは、マイノリティグループの権利を擁護するために直接的圧力行動を展開することが必要であり、ソーシャルワーカーは代弁者と組織運動化として主体的な関わりが必要であるとする。

調査結果から、地域包括支援センターの社会福祉士によるソーシャル・アクションは合意モデルに近い。ソーシャルワークの原則に基づき、対象本人とは説明と同意を重視し、関係者との協力関係と合意が目指されていた。行政に対するアプローチも対立的な関係は見られなかった。一つの包括では影響力が少ないため、<市内複数の包括で課題をまとめ市に提出した(1)>と組織力を高めながら民主的に取り組まれていた。地域包括支援センターは市から委託を受けている立場にあるため、明らかに対立する関係は避けられていることが考えられる。また、<1-2-3.行政との協働が模索されている>ことで、<行政に対する期待がある(3)>と対立ではなく、協力関係の形成が望ましいと考えられている。

では、闘争・葛藤モデルは必要ないのであろうか。西尾（2000）は、アドボカシーはクライエントの権利擁護のためにたたかうこととし、「熱いたたかい」と「静かなたたかい」があると述べている。ソーシャル・アクションも同様に「熱いたたかい」と「静かなたたかい」があるだろう。調査結果の変革に向けた認識では、<3-1.変革にむけて段階的な取り組みが必要である>とし、戦略的な取り組みが志向されていた。このような戦略的に取り組む姿勢は、「静かなたたかい」として闘争・葛藤モデルと考えることもできる。

### 3. 何故ソーシャル・アクションなのか

調査結果から、地域包括支援センターの社会福祉士はソーシャル・アクションという言葉への認識が弱いことが分かった。また、ソーシャル・アクションに対する概念の広がりが確認された。認識の弱さは教育との関連も指摘されていたが、先行研究のレビューに述べた通りソーシャル・アク

ション概念の揺れが捉えにくさにつながっていると思われる。一方で、ソーシャル・アクションの重要性は一様に認められており、実践を振り返る中でソーシャル・アクションであったと認識されている部分もあった。このように、ソーシャル・アクションに対する認識には曖昧さがある。

ソーシャルワーカーにとって、ソーシャル・アクションは、その出発点から社会改良を目指してきた系譜からもソーシャルワーカーとしてのアイデンティティに関わる。ソーシャル・アクションの認識を明確にすることは、社会福祉士がソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを高めることになるだろう。

もう一つの意義は、action という言葉にある。インタビューから「一步を踏み出す」という表現があったが、目標を見据えて「一步を踏み出す」こと、action として具体的な行動を起こすことがソーシャルワーカーの意識として必要ではないだろうか。

## V. 研究課題

本研究の限界は、少数の事例による質的研究の結果であることから仮説的考察の域を出ないことだ。今後、分析結果をモデルとした仮説検証が課題となる。また、他領域のソーシャルワーク実践においても、ソーシャル・アクションとの関連を構造的に分析することを進めていきたい。

## 注

- 1) 2008 年社会福祉士養成カリキュラム改正前の「新版社会福祉士養成講座 9 社会福祉援助技術論Ⅱ」中央法規出版では「社会活動法の理論と技術」として章立てされていた。カリキュラム改正後、「新・社会福祉士養成講座 8 相談援助の理論と方法Ⅱ」では「相談援助における社会資源の活用・調整・開発」の章に「ソーシャルアクションによるシステムづくり」という節でまとめられている。

## 文 献

- 藤田孝典 (2013) 「論壇 生活保護『優しい暴力』から脱却を」『福祉新聞』 9 (9)
- 岩間伸之 (2011) 「わが国におけるジェネラリスト・ソーシャルワークの到達点-地域を基盤としたソーシャルワークの到達点-地域を基盤としたソーシャルワークの展開を基軸として」『ソーシャルワーカー』 11, 1-14.
- Johnson,L.C. and Yanca,S.J. (2001) Social Work Practice:A Generalist Approach,7<sup>th</sup> Ed.,Allyn&Bacon (=2004, 山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.)
- 高良麻子 (2013) 「日本の社会福祉によるソーシャル・アクションの認識と実践」『社会福祉学』 53 (4), 42-52.
- 高森敬久・高田眞治・加納恵子他 (2003) 『地域福祉援助技術論』相川書房.
- 牧里敏治 (1993) 「ソーシャルアクション」『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版, 199-200.
- 室田信一 (2011a) 「アメリカ CO 界を代表する「科学者」-ジャック・ロスマン-」『地域福祉研究』 39, 146-58.
- 室田信一 (2011b) 「20 章 アメリカにおけるコミュニティ・オーガニゼーションの発展」『新・プリーマズ福祉-地域福祉』ミネルヴァ書房.
- 西尾祐吾・清水隆則編著 (2000) 「社会福祉実践とアドボカシー 利用者の権利擁護のために」中央法規.
- 佐藤豊道 (2001) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究-人間：環境：時間：空間の交互作用』, 川島書店.
- 横山壽一・阿部敦・渡邊かおり (2011) 『社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置付けと教育効果』金沢電子出版.

## 【研究ノート】

# 専門職による児童、障害者、高齢者に対する虐待の領域間の比較

## —虐待に関する法律と調査をもとに—

Comparison among fields of abuse to child, disabled, and elderly by professionals  
—Based on legal systems, and surveys about the abuse—

松本 望 (北海道医療大学)

### 要旨：

本研究は、児童、障害者、高齢者に対する「専門職による虐待」に関する法制度の特徴と虐待の実態を明らかにすることを目的とした。まず、各領域の法制度を相対的に整理した結果、虐待の定義や通報義務の範囲などが領域ごとに異なることが分かった。また、厚生労働省による各領域の虐待に関する調査結果を比較したところ、領域によって虐待の認定率や相談・通報者の内訳などが大きく異なることが明らかとなつた。そして、利用者自身や周囲の人が積極的に相談・通報等ができるよう、通報制度のあり方について検討することが課題として挙げられた。

虐待に関する法制度は、虐待の予防や対応を行う上での根拠や原動力にもなり得る、重要なものである。したがって、各法制度のあり方について議論を重ねていくことで、虐待の予防や早期発見・対応に向けた取り組み等を後押しし、さらに、関係者の権利意識の向上を図っていくことが期待される。

Keywords : 専門職による虐待 虐待防止法 児童 障害者 高齢者

### I. はじめに

近年わが国では、少子高齢化や世帯規模の縮小化、家庭機能の脆弱化などに伴い、専門職による介護・福祉サービスのニーズが高まり続けている。介護・福祉サービスを必要とする人は、何らかの生活上の困難さや脆弱性を抱えており、ともすればサービスを提供する専門職との関係性が「支援する側」と「される側」という従属的関係にもなりかねない。そのため、支援に携わる専門職には高度な倫理観や人権感覚が求められ、常に自らの立場や言動を律する姿勢が問われる。

しかし実際には、専門職による利用者への権利侵害が後を絶たず、中でも専門職による利用者への虐待（以下、専門職による虐待）は、メディアに取り上げられることも多く、関係者のみならず社会的影響も大きい重大な問題である。したがって、その解決に向けて取り組むことは社会福祉の実践、教育、

研究に携わる全ての者にとっての責務であるが、これまで十分な成果が得られてきたとは言い難い。

特に、これまで児童、障害者、高齢者の各領域では虐待防止を目的とした法的基盤が整備され、それぞれの領域で調査研究が行われてきたが、領域間の比較を行った研究はほとんど見当たらない。例えば、専門職による虐待に関する法制度について、児童の領域では横田が（横田 2009）、障害者の領域では橋場が（橋場 2012）高齢者の領域の法制度と部分的に比較しながら、虐待の定義や通報・通告制度等について整理している。しかし、児童、障害者、高齢者の三つの領域を相対的に整理した研究は見当たらない。また調査研究に関しても、個々の領域で実態調査等が行われてはいるものの（厚生労働省 2014a, 厚生労働省 2014b, 厚生労働省 2015a）各領域における調査結果の提示にとどまっており、他の領域と

の比較に基づく特徴や課題については十分検討できていないのが現状である。

各領域の虐待防止を目的とした法制度が整備されて数年が経過し、今後法制度の見直し等を行っていく上でも各領域の法制度の仕組みや虐待の実態、課題を整理する必要があり、そのためにも領域間比較は必要な作業だと言える。そこで本研究では、各領域の専門職による虐待に関する法制度の内容について相対的に整理した上で、各領域で実施されている厚生労働省による実態調査の結果を比較する。これにより、領域ごとの特性や共通点を明らかにするとともに、今後の各法制度のあり方について検討する。

## II. 研究方法、用語の定義

各領域で「専門職による虐待」の呼称や定義が異なることから、本研究では以下のように操作的に定義する。まず基本的な枠組みとして、各領域の法律で定義される養護者や保護者等による虐待（いわゆる家庭内での虐待）、および使用者等による虐待（いわゆる職場での虐待）を除く虐待を「専門職による虐待」とする。

そして、その具体的な内容や対象については、①「児童福祉法」に基づく「被措置児童等虐待」、②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）」に基づく「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」、③「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づく「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の定義に準じることとする。先行研究では「施設内虐待」などの用語もみられるが、実際には施設の中だけではなく、在宅で生活をする利用者に対する訪問介護員などによる虐待も存在することから、本研究では「専門職による虐待」という用語を用いる。

研究方法に関しては、まず各領域における法律上の虐待の定義や通報・通告制度の範囲など、各法制度の概要を整理する。その上で、厚生労働省が毎年公表している、各領域で相談・通報等された虐待に関する調査結果（厚生労働省 2014a、厚生労働省 2014b、厚生労働省 2015a）をもとに、領域間の比

較検討を行う。この厚生労働省による調査結果については、各領域によって施設種別や対象者の年齢等が異なることから、調査されている項目などに違いはみられるものの、相談・通報等がされた件数、相談・通報者の内訳、虐待の種別などの事項に関しては共通して調査されている。したがって、本研究では厚生労働省による各領域の調査結果を比較し、虐待の実態や傾向を探る。以上の結果をふまえた上で、専門職による虐待に関する法制度のあり方について検討する。

## III. 法制度の相違点と特徴について

### 1. 法制度の概要について

法制度の概要について、まず児童の領域では専門職による虐待は児童福祉法で規定されている一方、専門職ではない保護者による虐待は「児童虐待の防止等に関する法律」において、別に定められている点が特徴的である。児童に対する専門職による虐待は、もともと児童福祉法において位置づけられていたのではなく、2009年4月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、その中で初めて被措置児童等への虐待の防止に関する内容が盛り込まれた。これより以前は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日雇児総発第1006001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」（平成11年10月22日児家第60号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）等において、専門職による虐待について触れられている（厚生労働省 2009）。

次に障害者の領域では、専門職による虐待は2012年に施行された障害者虐待防止法の中で規定されている。本法律の中では「専門職による虐待」以外にも「養護者による障害者虐待」、そして障害者を雇用する事業主等の「使用者による障害者虐待」についても規定されている。

高齢者の領域では、専門職による虐待は2006年に施行された高齢者虐待防止法の中で規定されている。高齢者虐待防止法においては「専門職による虐

待」以外に「養護者による高齢者虐待」についても規定されている。

各領域の対象者の年齢に関しては原則的に、児童福祉法では 18 歳未満、障害者虐待防止法は 18 歳から 65 歳未満、高齢者虐待防止法が 65 歳以上の者を対象としている。しかし、例えば障害福祉サービス事業所を利用する児童（18 歳未満）や高齢者（65 歳以上）にも障害者虐待防止法が適用され、また 65 歳未満で介護保険サービスを利用している障害者には高齢者虐待防止法が適用される（厚生労働省 2015b）。つまり、対象者を年齢により完全に分断しているのではなく、利用している介護・福祉サービスがいずれの法律に基づくのかによって、どの領域の虐待防止法等で対応するのかが決められている。

## 2. 虐待の定義について

各法律における虐待の定義については表 1 のとおりである。まず特徴的な点として「経済的虐待」について障害者虐待防止法、および高齢者虐待防止法では規定されているが、児童福祉法では規定されていない点が大きく異なっている。「経済的虐待」の具体的な内容等については、障害者虐待防止法と高齢者虐待防止法との間で大きな違いはみられない。

次に「身体的虐待」に関して、障害者虐待防止法では正当な理由のない「身体拘束」も虐待であることが明文化されている点が児童福祉法、および高齢者虐待防止法とは異なる。ただし、児童、高齢者の領域において作成されているマニュアル（厚生労働省 2009、厚生労働省 2006）では身体拘束が「身体的虐待」に当たることが明記されている。

「ネグレクト」に関しては障害者虐待防止法と児童福祉法では「他の利用者等による虐待行為の放置」についても虐待であることが明文化されているのにに対し、高齢者虐待防止法では明文化されていない点が異なる。ただし高齢者虐待防止法では、障害者虐待防止法と同様に「その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」が虐待に当たることが明文化されており、この中に「他の利用者等による虐待行為の放置」も含まれるとも捉えられる。また、高齢者虐待に関するマニュアル（厚生労働省

2006）においては「養護者以外の同居人による高齢者虐待と同様の行為の放置」についても「ネグレクト」に当たることが明記されている。その他の「性的虐待」に関しては、各法律の定義に大きな違いはみられない。

## 3. 通報・通告の義務について

通報・通告の義務に関して、高齢者虐待防止法のみ養介護施設従事者等ではない者（専門職以外の者）が虐待を発見した場合は、被虐待者である高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合を除き「通報するよう努めなければならない」と定められている。

一方、児童や障害者の領域においては、通報・通告者の立場や被虐待者の状況に関わらず「虐待を受けたと思われる」児童や障害者を発見した者には、速やかに通報・通告する義務が課せられている。また各法律において、虚偽であるもの及び過失によるものを除き、通報・通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが明文化されている。

## IV. 虐待の実態について

### 1. 虐待の相談・通報等の現状

#### ①虐待の相談・通報等の件数

専門職による虐待の相談・通報等の件数については表 2 のとおりである。各法律によって虐待の定義が異なることから単純に比較することはできないが、障害者の領域では、虐待に関する相談・通報等の件数、および虐待があったと認定された件数がともに多い傾向がみられる。それに対し児童の領域では、虐待の相談・通報等の件数、虐待があったと認定された件数が、ともに少ない傾向がみられる。

一方、各領域の虐待だと認定された件数を相談・通報等件数で除した「認定率」を算出すると、児童の領域が最も高くなってしまい、障害者の領域では低い傾向がみられる。

#### ②虐待の種別

虐待の種別に関しては表3のとおりである。いずれの領域においても「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」が多い傾向がみられる。また「経済的虐待」が占める割合に関しては、障害者、高齢者の領域がともに少ない傾向がみられ、「性的虐待」に関しては児童の領域が他の領域に比べ、多い傾向がみられる。

### ③相談・通報等を行った者の内訳

相談・通報等を行った者の内訳は表4のとおりである。そもそも、各領域によって相談・通報等を行う者として想定される職種等が異なることから、ここでは被虐待者本人、家族、虐待が発生した施設等の職員、元職員の四者を中心についてみる。

表1 各法律における「専門職による虐待」の定義

法律名	対象	虐待の定義・種類
児童福祉法 (2009年に施行)	被措置児童等 虐待	4種類(①被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。③被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による①②又は④に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。④被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。)
障害者虐待の防止、 障害者の養護者に対する 支援等に関する法律 (2012年に施行)	養護者による 障害者虐待	5種類(①障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。②障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。③障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。⑤養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不适当に財産上の利益を得ること。)
	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	5種類(①障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。②障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。③障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別の言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による①から③に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。⑤障害者の財産を不适当に処分することその他障害者から不适当に財産上の利益を得ること。)
	使用者による 障害者虐待	5種類(①障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。②障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。③障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別の言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による①から③に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。⑤障害者の財産を不适当に処分することその他障害者から不适当に財産上の利益を得ること。)
高齢者虐待の防止、 高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律 (2006年に施行)	養護者による 高齢者虐待	5種類(①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①、③又は④に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。⑤養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不适当に処分することその他当該高齢者から不适当に財産上の利益を得ること。)
	養介護施設 従事者等による 高齢者虐待	5種類(①高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。③高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。⑤高齢者の財産を不适当に処分することその他当該高齢者から不适当に財産上の利益を得ること。)

表1は「児童福祉法」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の条文をもとに、筆者が作成。下線部は各法律の虐待の定義における特徴的な内容を示す。

表2 虐待の相談・通報等の件数と、認定率

児童虐待	平成25年	全期間の平均
児童虐待認定件数 (a)	87	60.4
児童相談件数 (b)	288	217.0
認定率 (a/b*100)	30.2%	27.4%
障害者虐待	平成25年	全期間の平均
障害者虐待認定件数 (c)	263	171.5
障害相談件数 (d)	1860	1399.5
認定率 (c/d*100)	14.1%	11.3%
高齢者虐待	平成25年	全期間の平均
高齢者虐待認定件数 (e)	221	110.6
高齢相談件数 (f)	962	550.3
認定率 (e/f*100)	23.0%	19.4%

表2は、厚生労働省による「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」平成21～25年、「障害者虐待防止法対応状況調査報告書」平成24～25年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成18～25年をもとに筆者が作成。「全期間の平均」の値に関しては、児童虐待では平成21～25年、障害者虐待では平成24～25年、高齢者虐待では平成18～25年の期間に行われた調査における平均値を示す。

表3 虐待だと認定された事例における虐待の種類

児童虐待	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	—	不明	合計
平成25年度、児童虐待件数 (構成割合)	55 (63.2%)	2 (2.3%)	17 (19.5%)	13 (14.9%)	—	—	87 (100%)
全期間の件数の平均 (全期間の構成割合の平均)	40.2 (67.1%)	2.8 (5.1%)	8.8 (13.8%)	8.6 (14.1%)	—	—	—
障害者虐待	身体的虐待	放棄・放置	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	不明	合計
平成25年度、障害者虐待件数 (構成割合)	148 (45.1%)	12 (3.7%)	120 (36.6%)	30 (9.1%)	18 (5.5%)	—	328 (100%)
全期間の件数の平均 (全期間の構成割合の平均)	97.0 (43.3%)	9.5 (5.0%)	81.0 (37.2%)	20.0 (9.1%)	12.0 (5.4%)	—	—
高齢者虐待	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	不明	合計
平成25年度、高齢者虐待件数 (構成割合)	258 (51.4%)	67 (13.3%)	132 (26.3%)	14 (2.8%)	31 (6.2%)	—	502 (100%)
全期間の件数の平均 (全期間の構成割合の平均)	97.6 (54.9%)	19.0 (8.8%)	53.0 (27.6%)	7.5 (4.5%)	8.5 (4.0%)	1.0 (0.2%)	—

表3は、厚生労働省による「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」平成21～25年、「障害者虐待防止法対応状況調査報告書」平成24～25年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成18～25年をもとに筆者が作成。「全期間」の値に関しては、児童虐待では平成21～25年、障害者虐待では平成24～25年、高齢者虐待では平成18～25年の期間に行われた調査結果における平均値を示す。

特徴的なのは、児童、障害者の領域では「本人」による相談・通報等が最も多いのに対し、高齢者の領域では「当該施設職員」が最も多い点である。次いで多いのは高齢者・障害者の領域では「家族・親族」、児童の領域では「当該施設・事業所等職員、受託里親」となっている。

また、児童の領域では被虐待者以外の利用者である「児童本人以外の被措置児童等」による通告が調査項目の一つとして盛り込まれている点、および障害者の領域で「当該施設・事業所設置者」が職員とは別の項目として調査されている点が異なる。他にも、各領域では「匿名」「不明」など相談・通報者の

属性が明らかではない事例も毎年一定程度みられている。

## V. 考察

### 1. 虐待の定義について

各領域の法律や関連するマニュアル等が整備された時期に関しては障害者の領域が最も遅いことになるが、その分、他の領域の法律や実態などを参考にできたためなのか虐待の定義や通報義務の範囲が広い傾向にあった。虐待の定義に関して最も特徴的だったのが、児童の領域で経済的虐待が定義に含まれていない点である。これは、児童の場合は親権者や法定代理人が財産の管理等を行っていることから、児童が所有する財産を専門職が奪うということ自体、想定されにくいためであろう。

しかし、例えば児童養護施設の職員が入所児童の預かり金を着服した事案などが実際に発生しており（朝日新聞 2012），これは障害者や高齢者の領域で

いう「経済的虐待」に該当する内容である。また西澤も、自らの実践経験等をふまえ児童に対する施設内虐待の類型を整理する中で、「経済的搾取」を虐待の類型の一つとして取り上げている（西澤 2009）。これらをふまえるならば、児童の領域においても経済的虐待の概念を取り入れ、関係者の認識の向上や共有を図っていくべきである。

また「身体拘束」が児童福祉法や高齢者虐待防止法に明文化されていない点、および「他の利用者・入所者等による虐待の放置」について、高齢者虐待防止法に明文化されていない点についても検討をする。これらは法律の条文にこそ明示されてはいないものの、各領域のマニュアルにはそれぞれ明記されていた。したがって、実践現場では虐待として対応することが求められると言つて良い。特に身体拘束に関して、高齢者の介護現場では未だに安易な身体拘束、違法な身体拘束が一部の施設でみられることから（全国抑制廃止協会 2015），法律の条文に盛

表4 相談・通報等を行った者の内訳

児童虐待	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員・受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	—
平成25年度児童虐待件数	96	12	27	104	3	—
(構成割合)	(32.3%)	(4.0%)	(9.1%)	(35.0%)	(1.0%)	—
全期間の平均件数	75.4	17	24.4	69	3.2	—
(全期間の構成割合の平均)	(32.0%)	(7.6%)	(10.7%)	(29.2%)	(1.4%)	—
障害者虐待	本人による届出	—	家族・親族	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者
平成25年度障害者虐待件数	613	—	306	217	75	96
(構成割合)	(31.5%)	—	(15.7%)	(11.2%)	(3.9%)	(4.9%)
全期間の平均件数	446	—	237.5	179.5	61.5	55.5
(全期間の構成割合の平均)	(29.5%)	—	(16.2%)	(12.6%)	(4.3%)	(3.2%)
高齢者虐待	本人による届出	—	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	—
平成25年度高齢者虐待件数	24	—	221	403	116	—
(構成割合)	(2.1%)	—	(19.2%)	(34.9%)	(10.1%)	—
全期間の平均件数	17.9	—	142.8	180.9	71.5	—
(全期間の構成割合の平均)	(3.1%)	—	(23.4%)	(27.3%)	(11.4%)	—

表4は、各領域の厚生労働省による「被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」平成21～25年、「障害者虐待防止法対応状況調査報告書」平成24～25年、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成18～25年をもとに筆者が作成。「全期間」の値に関しては、児童虐待では平成21～25年、障害者虐待では平成24～25年、高齢者虐待では平成18～25年の期間に行われた調査結果における平均値を示す。

り込み、虐待であることを明示すべきである。

ただ、これは単純に他の領域の法律と比較し不足している定義を追加すべき、追加すればよい、ということではない。重要なのは、定義に含まれるか否かではなく、その防止や早期発見・対応に向けて実際に取り組むことである。そもそも各領域の法律は、虐待の事後的な取り締まりを目的としたものではなく、未然防止や早期発見・対応を重視している。法律の条文に盛り込むことは、こうした取り組みの根拠や原動力にもなり得るものであり、定義の範囲などについて議論し関係者の認識を高めていくプロセスにこそ意味があると言える。

## 2. 虐待の相談・通報等について

### ①家族・親族等

家族・親族等が相談・通報等を行った件数は、他に比べると少ないものの、全ての領域において相談・通報等の全件数の1割から2割程度を占めていた。中でも、高齢者の領域では2割近くを占めるなど「当該施設職員」による相談・通報等に次いで多い傾向がみられた。

その一方で、法律上では高齢者の領域のみ専門職以外の者が養介護施設等における高齢者虐待を受けたと「思われる高齢者」を発見し、その高齢者の「生命又は身体に重大な危険」が生じていない場合は「通報義務」ではなく、いわゆる「努力義務」となっていた。後述するが、高齢者が児童や障害者に比べて自ら権利や要望等を主張できる能力が高いのかと言えばそうではない。介護・福祉サービスを利用している多くの高齢者に認知症の症状がみられることが多く（朝田 2013），周囲の者が権利侵害の危険性を敏感に察知し、早期に対応することが望まれる。したがって、他の領域と同様に専門職以外の家族・親族等が高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合においても「通報義務」を課しても良いのではないか。

ただし、これは家族や親族等に責任を負わせることが目的なのではない。専門職以外の家族や親族等は、虐待の発見や利用者の代わりに権利を主張することができる重要な立場にあり、これらの者も含め

関係者が通報・通告制度の意義や目的を理解することが重要である。また先述したとおり、各法制度は虐待の予防や早期発見・対応を目的としていることから、通報・通告義務を果たさなかった場合の罰則などについても規定していない。

以上のことからも、通報・通告義務の範囲を拡大することは関係者に義務や責任を負わせるためではなく、より多くの人が権利擁護の意識を高め、虐待の予防や早期発見に取り組む上で必要だと言える。したがって、特に高齢者の領域における通報・通告義務の範囲については、今後議論する余地がある。

### ②被虐待者本人

各領域の厚生労働省による調査で把握できた虐待事例のうち、被虐待者「本人」による相談・通報等によって顕在化した事例が占める割合は、高齢者の領域が最も少ない傾向がみられた。これは、対象者の証言能力や身体機能などが影響しているものと考えられる。例えば、平成25年の高齢者虐待に関する調査結果をみると、被虐待者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の者は84.8%，「要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上」は95.0%となっている（厚生労働省 2015a）。つまり高齢者の場合、認知機能や身体機能の低下により自ら被害を訴えることが困難な利用者が多く、それが被虐待者「本人」の相談・通報等の件数の少なさにつながっているものと推察される。

また障害者の領域では、本人による相談・通報等は多いが「認定率」は全体的に低く、虐待だと判断されていない事例が多い傾向がみられた。この背景には、障害の特性の影響が考えられる。例えば、被虐待者に重度の知的障害や精神障害がある場合、本人の証言能力が認められず虚偽や妄想によるものと判断されるケースも少なからず存在するものと考えられる。

一方、児童の場合は比較的、児童「本人」が通報等を行った事例の占める割合が多く、また「認定率」も全体的に高い傾向にあった。さらに、児童の領域のみ「児童本人以外の被措置児童等」として、被虐

待者以外の利用者による相談・通報等も一部にみられた。こうした背景の一つに、児童の領域で実施されている、児童本人に対する積極的な働きかけの影響が考えられる。例えば社会的養護を受ける子どもに対し「権利ノート」を配布し、子ども自身が保有する権利や、その権利が侵害された場合の対処方法を伝える取り組みなどがこれに当たる。

こうした取り組みを通じ、児童が権利擁護の意味を理解し、自ら声をあげることにつながっているものと考えられるが、これは児童が取り組み等を理解できる能力を有しているからこそ可能だともいえる。ただ、障害者や高齢者の領域において、こうした介護・福祉サービスの利用者に対する働きかけが不要な訳では決してない。虐待の予防を図る上で、利用者が権利の主体者であるという認識を関係者が広く共有しておくことは不可欠であり、利用者が自らの権利を自覚できるようサポートすることも当然のことながら必要である。同時に利用者が権利を主張できるよう、知的能力やコミュニケーション能力に配慮した相談・通報等のシステムの整備や、実態調査を行う際の工夫や配慮について検討していくことも求められる。

### ③職員・元職員

次に、職員による相談・通報等に関して、各法律では虚偽であるもの及び過失によるものを除き、通報・通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが明示されていた。これは相談・通報等を行う職員を保護するために盛り込まれた規定ではあるが、特にこの前半部分の文言が職員による虐待の相談・通報等を躊躇させる要因になりかねないと指摘がある（山田 2008, 柴尾 2008）。

実際に「元職員」による相談・通報等の件数が一定程度みられたことは、職員の通報等に対する心理的抵抗や、職場で不当な扱いを受けることへの恐れから、虐待発見後、直ちに相談・通報等に踏み切っていない可能性を示唆する結果である。特に高齢者の領域では、職員や元職員による相談・通報等の件数が他の領域に比べても多い傾向がみられたことか

ら、職員による相談・通報等をサポートする取り組みは一層、重要である。

また、いずれの領域においても虐待があったと判断された事例のうち、比較的証拠が残りやすい「身体的虐待」の占める割合が最も多かった。このことは、身体的虐待以外の証拠が残りにくい虐待は、当事者が正直に言わない・言えない場合は虐待だと判断されにくく、潜在化しやすいことを示唆している。

そもそも、法律の条文にある虚偽や過失があったという判断は、誰が、何をもって行うのかは不明であり、虐待があったと判断できないケースが「虚偽による通報」とされるのであれば、明確な証拠が得られにくい虐待については通報等ができないくなる。残念ながら、実際に通報等を行った職員が施設側から訴えられるような事案も発生しており（北海道新聞 2010），こうした事案が増えることは、結果的に職員による通報等の減少と、潜在化する虐待事例の増加にもつながりかねない。このような事態は法の趣旨に反するものであり、したがって、法律の条文のあり方について論考するとともに、実践現場においては相談者の保護に最大限配慮した対応が求められる。

## VI. おわりに

本研究では児童、障害者、高齢者に対する専門職による虐待に焦点を当て、領域間の比較を行った。その結果、法律上の虐待の定義や条文のあり方について検討すべき課題がいくつか明らかとなった。

虐待に関する法制度の整備も実践現場での取り組みも、虐待の未然防止と早期発見・対応を目的としたものであるという前提を忘れてはならない。今後、法律の条文や法制度のあり方について議論を重ねていくことを通じて、関係者の権利意識の向上を図っていく必要がある。

## 文献

- 朝田隆（2013）「厚生労働科学研究費補助金（認知症対策総合研究事業）総合研究報告書『都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応』」。

- 朝日新聞「児童施設の職員、少年の口座を着服 訓練費・給与の64万円」2012年09月08日（朝刊）。
- 橋場隆志（2012）「I-2 法による障害者虐待の定義」「I-3 法の示す取り組み体制」宗澤忠雄編著『障害者虐待 その理解と防止のために』中央法規出版、4-22。
- 北海道新聞「札幌・特養虐待 告発者の不利益違法 差し戻し控訴審 施設側に賠償命令」2010年05月26日（朝刊）。
- 厚生労働省（2014a）「平成25年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況」  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/04.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html), 2015.11.20).
- 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課（2009）「被措置児童等虐待対応ガイドライン～都道府県・児童相談所設置市向け～」  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/04.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html), 2015.11.20).
- 厚生労働省 老健局（2006）「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/>, 2015.11.20)
- 厚生労働省 老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室（2015a）「平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」  
([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html), 2015.11.20).
- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室（2014b）「平成25年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書」  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000065128.html>, 2015.11.20).
- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室（2015b）「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html), 2015.11.20)
- 西澤哲（2009）「社会的養護における不適切な養育 いわゆる『施設内虐待』の全体像の把握の試み（特集 社会的養護における不適切な教育）」「子どもの虐待とネグレクト」 11(2), 145-153.
- 柴尾慶次（2008）「施設内における高齢者虐待の実態と対応（特集 高齢者虐待と虐待防止）」「老年精神医学雑誌」 19(12), 1325-1332.
- 特定非営利活動法人 全国抑制廃止研究会（2015）「介護保険関連施設等の身体拘束廃止の追跡調査及び身体拘束廃止の取組や意識等に関する調査研究事業報告書」  
(<http://yokuseihaishi.org/index.php?%E8%B3%87%E6%96%99%E9%9B%86>, 2015.11.20)
- 山田祐子（2008）「高齢者虐待の実態調査から読み取れること（特集 高齢者虐待と虐待防止）」「老年精神医学雑誌」 19(12), 1307-1316.

# 【研究ノート】ひきこもり親和性の関連要因に関する性別での検討

## —若者の意識に関する調査(ひきこもり実態調査)の二次分析より—

An Examination of the gender difference as a determinant of Affinity for Hikikomori  
—secondary analysis of youth awareness—

米田政葉(北海道医療大学大学院看護福祉学研究科)  
志渡晃一(北海道医療大学看護福祉学部)

### 要旨 :

内閣府が 2010 年に行った、若者の意識に関する調査(ひきこもり実態調査)の二次解析を行い、ひきこもり親和性と小中学校時代の学校・家庭での体験の関連について性別で検討した。対象は国内に住む若者 3282 名(男性 1564 名、女性 1718 名)。ひきこもり親和群は 4.0%(男性 3.1%、女性 4.8%)であり、女性の該当率が有意に高かった。小中学校時代の学校での経験について、男性は友人関係、女性は教員との関係も含む学校生活全般から影響を受けていた。小中学校時代の家庭での経験では、男性は将来の職業を親に決められた、学校の成績を重視していたなど社会性に関連する要因からの影響が大きく、女性は家族に相談しても役に立たなかった、我慢することが多かったなど、情緒的なつながりに関連する要因から影響を受けていた。今後、性別だけではなく職種別、年代別などに関連要因を検討することが課題である。

keyword : ひきこもり親和性、内閣府、二次分析、過去の学校での経験、過去の家庭での経験

### I. 緒言

厚生労働省によるとひきこもりとは「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念」（厚生労働省 2010）と定義される。内閣府の行った調査によると国内に約 70 万人いるとされる（内閣府 2010）。また、長期化やそれに伴う高齢化が社会問題として取り上げられるようになっており、全国ひきこもり KHJ 親の会の調査報告（2014）では高齢化を見据えた支援と同時に、ひきこもり予防の重要性が述べられている。近年ひきこもり予防の視点から、ひきこもり親和群（以下、親和群）が注目されている。親和群とは東京都の調査（2008）により初めて提唱されたものであり「ひきこもり群と似た心理的側面を有しながら

も、ひきこもり状態にならずにとどまっているものたち」であり、ひきこもりの予備軍的存在としている。内閣府（2010）によると親和群は国内に約 155 万 人いるとされる。渡部ら（2010）が、東京都の調査を元に行った研究では、親和群について、うつや罪悪感を抱え、自己決定について他者からの干渉を避けることが特徴であると指摘している。米田ら（2015）が内閣府の質問紙を引用し医療福祉系高等教育機関に所属する学生を対象に行った発表によると、親和群について、男性では過去の友人関係が悪く、家族関係も希薄であり、女性では、過去の友人関係だけでなく教員との関係も悪く、家族関係は希薄あるいは過度に濃密であることが示唆されている（資料 1<sup>1)</sup>）。このことから、ひきこもり親和性（以下、親和性）と関連要因が性別で異なる可能性が考えられる。さらに、内閣府の調査（2010）では、親和群について特に男性に注目して詳細な検討を行う必要性について示

唆されているものの未だ親和性の関連要因について十分に性別で検討されていない状況である。そこで本研究では内閣府の調査データの二次解析を行い、親和性と関連要因について小中学校時代の経験に着目し、性別での検討を行うことを目的とした。

## II. 方法

### 1. 調査期間・対象

二次分析に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJ データアーカイブから若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査) (内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室)の個票データの提供を受けた。本調査は2010年2月に国内に住む15歳以上39歳以下の若者5000名を対象とし行われた。回収数は3282名(回収率65.7%)であった。また、サンプリング方法は層化二段無作為抽出法であり全国200市町村の200地点を対象としている。自記式質問紙による調査員による訪問留置・訪問回収法にて配布・回収を行った。対象の性別は男性1564名(47.7%)、女性1718名(52.3%)であった。

### 2. 質問項目

1)基本属性8項目、2)学校に関すること3項目、3)就労に関すること4項目、4)普段の活動に関するこ

と2項目、5)ひきこもりの状態に関すること3項目、6)相談機関に関すること3項目、7)自分についてあてはまるところ3項目、8)家庭の状況について1項目、9)悩み事の相談に関するところ2項目

### 3. 集計・解析方法

SSJ データアーカイブから提供を受けたデータセットを使用した(IBM SPSS Statistics Ver.23を使用)。分析項目は、目的変数を親和性、説明変数を1)性別、2)小中学校時代の学校での経験、3)小中学校時代の家庭での経験とした。

親和性の操作的定義を資料2に示した。15点以上の群から「ひきこもり群」を除外した群を「親和群」、その他の群を「一般群」とした。解析方法として、Fisher の直接確率検定及び年齢で調整したロジスティック回帰分析を用いた。

## III. 結果

### 1. 親和群の割合

親和群は全体で4.0%であった。性別では男性の3.1%、女性の4.8%が該当しており、女性の該当率が有意に高いという結果が得られた。

### 2. 性別での親和性と小・中学校時代での学校における経験の関連

表1 ひきこもり親和性と過去の学校での経験の関連

	n(%)					
	男性		女性			
	一般群	親和群	一般群	親和群		
友達とよく話した	1477 (100)	48 (100)	p	1615 (100)	83 (100)	p
親友がいた	1228 (83.1)	27 (56.3)	* §	1407 (87.1)	65 (78.3)	*
一人で遊んでいる方が楽しかった	1063 (72.0)	28 (58.3)	*	1160 (71.8)	54 (65.1)	
不登校を経験した	103 ( 7.0)	7 (14.6)	*	67 ( 4.1)	17 (20.5)	* §
友達をいじめた	206 (13.9)	11 (22.9)		192 (11.9)	24 (28.9)	* §
友達にいじめられた	246 (16.7)	18 (37.5)	*	462 (28.6)	38 (45.8)	*
いじめを見て見ぬふりをした	231 (15.6)	15 (31.3)	*	264 (16.3)	28 (33.7)	*
我慢をすることが多かった	274 (18.6)	24 (50.0)	* §	359 (22.2)	43 (51.8)	* §
学校の勉強についていけなかった	203 (13.7)	13 (27.1)	*	258 (16.0)	28 (33.7)	*
先生との関係がうまくいかなかつた	133 ( 9.0)	10 (20.8)	*	164 (10.2)	27 (32.5)	* §

\* : p < 0.05 by fisherの直接確率検定

§ : p < 0.05 by ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法・年代で調整)

表1に性別での親和性と小・中での学校の経験との関連を示した。男性では一般群と比較し、親和群で該当率が有意に高かった項目は「一人で遊んでいる方が楽しかった」「不登校を経験した」「友達にいじめられた」「いじめを見て見ぬふりをした」「我慢することが多かった」「学校の勉強についていけなかった」「先生との関係がうまくいかなかった」の7項目であり、該当率の有意に低かった項目は「友達とよく話した」「親友がいた」の2項目であった。女性では親和群の該当率が有意に高かった項目は「一人で遊んでいる方が楽しかった」「不登校を経験した」「友達をいじめた」「友達にいじめられた」「いじめを見て見ぬふりをした」「我慢をすることが多か

表2 ひきこもり親和性と過去の家庭での経験の関連

有意に低かった項目は「友達とよく話した」の1項目であった。

多変量解析の結果、男性では「友達とよく話した」「我慢をすることが多かった」の2項目、女性では「一人で遊んでいる方が楽しかった」「友達をいじめた」「我慢をすることが多かった」「先生との関係がうまくいかなかった」の4項目が独立性の高い変数として検出された。

### 3. 性別での親和性と小・中学校時代での家庭における経験の関連

表2に性別での親和性と小・中での家庭における経験との関連を示した。男性では一般群と比較し親

n(%)

	n(%)					
	男性		女性			
	一般群	親和群	一般群	親和群		
	1477 (100)	48 (100)	p	1615 (100)	83 (100)	p
親とは何でも話すことができた	483 (32.7)	13 (27.1)		661 (40.9)	22 (26.5)	*
親はしつけが厳しかった	319 (21.6)	14 (29.2)		454 (28.1)	30 (36.1)	
困った時親は親身に助言してくれた	511 (34.6)	18 (37.5)		692 (42.8)	22 (26.5)	*
自分で決めて家族に相談する事はなかった	144 ( 9.7)	8 (16.7)		146 ( 9.0)	20 (24.1)	*
将来の職業などを親に決められた	19 ( 1.3)	4 ( 8.3)	*	39 ( 2.4)	5 ( 6.0)	*
家族に相談しても役に立たなかった	94 ( 6.4)	4 ( 8.3)		104 ( 6.4)	20 (24.1)	*
親は学校の成績を重視していた	146 ( 9.9)	10 (20.8)	*	164 (10.2)	13 (15.7)	
小さい頃から習い事に参加していた	749 (50.7)	20 (41.7)		790 (48.9)	36 (43.4)	
親と自分との関係がよくなかった	69 ( 4.7)	3 ( 6.3)		117 ( 7.2)	15 (18.1)	*
両親の関係がよくなかった	100 ( 6.8)	4 ( 8.3)		191 (11.8)	18 (21.7)	*
引越しや転校をした	304 (20.6)	10 (20.8)		355 (22.0)	19 (22.9)	
大きな病気をした	40 ( 2.7)	2 ( 4.2)		30 ( 1.9)	4 ( 4.8)	
両親が離婚した	97 ( 6.6)	4 ( 8.3)		119 ( 7.4)	5 ( 6.0)	
親と死別した	45 ( 3.0)	1 ( 2.1)		47 ( 2.9)	2 ( 2.4)	
親から虐待を受けた	6 ( 0.4)	0 ( 0.0)		21 ( 1.3)	2 ( 2.4)	
親が過保護であった	78 ( 5.3)	3 ( 6.3)		101 ( 6.3)	10 (12.0)	*
親が過干渉であった	61 ( 4.1)	3 ( 6.3)		75 ( 4.6)	10 (12.0)	*
経済的に苦しい生活を送った	90 ( 6.1)	5 (10.4)		134 ( 8.3)	8 ( 9.6)	
我慢をすることが多かった	166 (11.2)	9 (18.8)		278 (17.2)	46 (55.4)	*

\* : p<0.05 by fisherの直接確率検定

§ : p<0.05 by ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法・年代で調整)

った」「学校の勉強についていけなかった」「先生との関係がうまくいかなかった」の8項目、該当率の

和群の該当率が有意に高かった項目は「将来の職業などを親に決められた」「親は学校の成績を重視して

いた」の2項目であった。

女性では一般群と比較し、親和群の該当率が有意に高かった項目は「自分で決めて家族に相談する事はなかった」「家族に相談しても役に立たなかった」「親と自己との関係がよくなかった」「両親の関係がよくなかった」「親が過保護であった」「親が過干渉であった」「我慢をすることが多かった」の6項目、有意に該当率の低かった項目は「親とは何でも話すことができた」「困った時親は親身に助言してくれた」の2項目であった。

多変量解析の結果、男性では「将来の職業などを親に決められた」「親は学校の成績を重視していた」の2項目、女性では「家族に相談しても役に立たなかった」「我慢をすることが多かった」の2項目が独立性の高い変数として検出された。

#### IV. 考察

本研究の結果、親和群は女性に多かった。これは、先行研究(東京都 2008; 内閣府 2010; 米田ら 2015)と一致する傾向であると考える。

親和性と小中学校時代の学校での経験について、性別で項目に大きな差はみられなかった。また、多変量解析の結果から、男性では特に友人関係からの影響が強く、女性では友人関係だけでなく教員との関係など学校生活全般の影響が強いという結果が得られた。

小中学校時代の家庭での経験について男性の親和群は、将来の職業などを親に決められた、親は学校の成績を重視していたと感じていた。女性の親和群は、親とは何でも話すことができず、困った時親は親身に助言してくれなく、自分で決めて家族に相談する事はなかったと感じており、家族に相談しても役に立たなく、親と自己との関係、両親の関係ともによくないと感じており、親が過保護・過干渉であり、我慢をすることが多かったと感じていた。多変量解析の結果から、男性の親和群では特に社会性に関連する要因からの影響が強く、女性は、情緒的なつながりに関連する要因からの影響が強いという結果が得られた。

米田ら(2015)の資料(資料1)<sup>1)</sup>と比較すると、過去の学校での経験について、男性は有意差の見られた項目数が異なっていた。しかし、傾向に大きな違いはみられなかったため、例数の差が影響していると考える。女性については類似する結果が得られたと考える。過去の家庭での経験では、男女ともに傾向としてはおおむね同様であるが、特に女性で有意差の見られた項目数・内容ともに違いが見られた。これは、大変興味深い結果であり、本研究の対象は国内の若者であるのに対し、米田ら(2015)は医療福祉系高等教育機関に所属する学生を対象としていることから、対象者の職種により関連要因が異なることが考えられる。そのため、今後、職業別にも検討していく必要がある。

本研究の有効性は、性別における親和性と小・中学校時代の経験との関連が検討されたことである。また、限界として、1)過去の経験について小・中・高等学校段階別の検討が行えない点、2)多くの研究で、父子間と母子間でその関係性が異なることが指摘される(春日ら 2011; 小林 2011; 船越ら 2012; 野間ら 2013)。さらに、井梅(2011)は幼少期の母娘関係が青年期の対象関係に影響する事を指摘している。これらの事から、家族との関係について父親と母親で影響が異なることが考えられるが、質問紙では「親との関係」という質問であるため、父母別での影響の検討が行えない点、3)高畠(2003)によると不登校の有無でひきこもり開始年齢が二つにわかれることが指摘されており、年代により関連要因が異なることが推定されるが、本研究では性別のみの検討に留まっている点があげられる。今後の課題は、1)年代別や職種別に関連要因の検討を行う、2)内閣府調査で使用された質問紙を参考に調査を行い小・中・高等学校段階別や両親の性別での検討することである。

#### 注

- 1)第67回北海道公衆衛生学会(2015年11月21日)にて米田らが発表したものを一部改編し掲載。抄録、論文等には未掲載。

## 文献

- 船越かほる, 岩立志津夫(2012)「移行期女性(青年期後期～前成人期)の母娘密着」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』18. 31-46
- 井梅由美子(2011)「青年期女子の母娘関係と対象関係」『東京未来大学紀要』4. 27-35
- 春日秀朗, 宇都宮博(2011)「親からの期待が大学生の自尊感情に与える影響」『立命館人間科学研究』22. 46-55.
- 小林真(2011)「中学校時代の両親の養育態度が青年期の友人関係の在り方に及ぼす影響：自己概念を媒介変数として」『富山発達福祉学年報』2. 21-28.
- 厚生労働省(2010)「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」([http://www.ncgmkohnodai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm\\_hikikomori.pdf](http://www.ncgmkohnodai.go.jp/pdf/jidouseishin/22ncgm_hikikomori.pdf)).
- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）(2010)「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf/gaiyo.pdf>).
- 野間あずさ, 牛尾恵, 横瀬洋輔, 境泉洋(2013)「女子大学生における母娘関係が娘の自尊感情と抑うつに与える影響」『徳島大学人間科学研究』21. 35-47.
- 高畠隆(2003)「埼玉県における「ひきこもり」の実態」『精神医学』45(39). 299-302.
- 特定非営利活動法人全国引きこもり KHJ 親の会(2014)「平成 25 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業 ひきこもりピアサポーター養成・派遣に関する アンケート調査報告書」(<http://www.khj-h.com/pdf/13houkokusho.pdf>).
- 東京都・青少年治安本部(2008)「平成 19 年度若者自立支援調査」(<http://www.seisyounen-chian.me>
- tro.tokyo.jp/seisyounen/pdf/14\_jyakunen/jittaihoukokusyo.pdf).
- 米田政葉, 志渡晃一(2015)「医療福祉系高等教育機関に所属する学生のひきこもり親和性と関連要因について—過去の経験に着目して—」『北海道公衆衛生学雑誌 29 卷 1 号特別付録』(旭川医科大学)43.

資料1 医療福祉系高等教育機関に所属する学生のひきこもり親和性と過去の学校・家庭での経験の関連 n(%)

	男性		女性		n(%)	
	一般群	親和群	一般群	親和群		
	169 (100)	31 (100)	p	435 (100)	94 (100)	p
友達とよく話した	165 (97.6)	29 (93.5)		423 (97.2)	87 (92.6)	* §
親友がいた	144 (85.2)	25 (80.6)		384 (88.5)	79 (84.0)	
過去の学校での経験	一人で遊んでいる方が楽しかった	64 (37.9)	20 (64.5)	106 (24.4)	48 (51.1)	* §
不登校を経験した	13 ( 7.7)	2 ( 6.5)		18 ( 4.1)	17 (18.1)	* §
友達をいじめた	25 (14.8)	6 (19.4)		33 ( 7.6)	14 (14.9)	*
友達にいじめられた	39 (23.1)	10 (32.3)		80 (18.4)	42 (44.7)	* §
いじめを見て見ぬふりをした	51 (30.2)	10 (32.3)		81 (18.6)	25 (26.6)	
我慢をすることが多かった	95 (56.2)	19 (61.3)		213 (49.0)	63 (67.0)	*
学校の勉強についていけなかった	62 (36.7)	13 (41.9)		134 (30.8)	43 (45.7)	*
先生との関係がうまくいかなかった	43 (25.4)	9 (29.0)		87 (20.0)	33 (35.1)	*
親とは何でも話すことができた	81 (47.9)	11 (35.5)		252 (57.9)	44 (46.8)	
親はしつけが厳しかった	49 (29.0)	8 (25.8)		101 (23.2)	31 (33.0)	
困った時親は親身に助言してくれた	86 (50.9)	16 (51.6)		268 (61.6)	53 (56.4)	
自分で決めて家族に相談する事はなかった	23 (13.6)	5 (16.1)		35 (8.0)	19 (20.2)	* §
将来の職業などを親に決められた	7 ( 4.1)	3 ( 9.7)		25 ( 5.7)	9 ( 9.6)	
家族に相談しても役に立たなかつた	28 (16.6)	9 (29.0)		53 (12.2)	18 (19.1)	
親は学校の成績を重視していた	51 (30.2)	16 (51.6)	* §	122 (28.0)	37 (39.4)	*
小さい頃から習い事に参加していた	114 (67.5)	23 (74.2)		318 (73.1)	63 (67.0)	
親と自分との関係がよくなかった	22 (13.0)	6 (19.4)		42 ( 9.7)	17 (18.1)	*
両親の関係がよくなかった	26 (15.4)	3 (9.7)		82 (18.9)	23 (24.5)	
引っ越しや転校をした	52 (30.8)	7 (22.6)		131 (30.1)	32 (34.0)	
大きな病気をした	17 (10.1)	6 (19.4)		28 ( 6.4)	15 (16.1)	* §
両親が離婚した	22 (13.0)	2 ( 6.5)		67 (15.4)	18 (19.1)	
親と死別した	4 ( 2.4)	1 ( 3.2)		21 (4.8)	8 ( 8.5)	
親から虐待を受けた	5 ( 3.0)	0 ( 0.0)		5 ( 1.1)	4 ( 4.3)	
親が過保護であった	23 (13.6)	5 (16.1)		81 (18.6)	31 (33.0)	* §
親が過干渉であった	21 (12.4)	5 (16.1)		56 (12.9)	16 (17.0)	
経済的に苦しい生活を送った	16 ( 9.5)	1 ( 3.2)		34 ( 7.8)	12 (12.8)	
我慢をすることが多かつた	41 (24.3)	11 (35.5)		113 (26.0)	38 (40.4)	*

\*: p&lt;0.05 by fisherの直接確率検定

§ : p&lt;0.05 by ロジスティック回帰分析(ステップワイズ法・年代で調整)

第67回北海道公衆衛生学会(2015年11月21日)にて米田らが発表したもの一部改編して掲載

## 資料2

家や自室に閉じこもって外に出てこない人の気持ちがわかる。

( 1.はい 2.どちらかといえばはい 3.どちらかといえばいいえ 4.いいえ )

自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うときがある。

( 1.はい 2.どちらかといえばはい 3.どちらかといえばいいえ 4.いいえ )

嫌な出来事があると、外に出たくなくなる。

( 1.はい 2.どちらかといえばはい 3.どちらかといえばいいえ 4.いいえ )

理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う。

( 1.はい 2.どちらかといえばはい 3.どちらかといえばいいえ 4.いいえ )

下線部『平成19年度若年者自立支援調査研究報告書』より引用

ひきこもり親和性を算出する際に、「1.はい」には4点、「2.どちらかといえばはい」には3点、「3.どちらかといえばいいえ」には2点、「4.いいえ」には1点を配点し合計点を算出。

合計点数は4点から16点であり、15点以上に該当するものをひきこもり親和群とした。

## **機関誌『北海道社会福祉研究』編集規程**

1. (名称) 本誌は、北海道社会福祉学会の機関誌『北海道社会福祉研究』と称する。
  2. (目的) 本誌は、原則として本会会員の社会福祉研究の発表にあてる。
  3. (発行) 本誌は、原則として1年に1号を発行するものとする。
  4. (投稿規程) 原稿の投稿は、所定の規程に従う。
  5. (編集) 本誌の編集は、編集委員会が行う。編集委員は、理事会において選出する。
  6. (掲載) 原稿の掲載は、審査結果に基づき編集委員会が決定する。
  7. (事務局) 編集委員会事務局は編集委員会委員長の所属機関におく。
  8. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
- (附則)
1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。
  2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。

## **機関誌『北海道社会福祉研究』投稿規程**

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 論文、調査報告、実践報告、研究ノート、資料解題は、原則として本会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F 二重投稿・多重投稿」を参考し、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上、下」「1報、2報」「I, II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、毎年11月末日とする。
6. 印刷した原稿およびUSBメモリあるいはCD-R等の提出媒体を、北海道社会福祉学会機関誌編集委員会事務局宛てに送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、審査の上、編集委員会が決定する。
8. 投稿された原稿は2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不満がある場合には、文書にて編集委員会に申し立てができる。また、編集委員会の対応に不服がある場合には、北海道社会福祉学会理事会に不服を申し立てができる。
10. 研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
11. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。
12. なお採用された投稿論文は電子化のうえ北海道社会福祉学会HPへアップロードされる。また、J-STAGEでの閲覧が可能となる。その著作権は一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
13. 本規程の改廃は、編集委員会で検討し、理事会の承認を経て行う。

- 付則 1. 本規程は、2009年2月28日より施行する。  
2. 本規程は、2013年4月1日より施行する。  
3. 本規定は、2016年4月1日より施行する。

## 機関誌『北海道社会福祉研究』執筆要領

1. 共同研究者も含め、投稿者は北海道社会福祉学会会員であること、または、学会への会員登録を申請中であること。ただし、機関誌への掲載は、学会入会承認後であることとする。
2. 本誌には、①論文、②調査報告、③実践報告、④研究ノート、⑤資料解題、⑥研究動向、⑦書評などの欄を設けるが、原則として、①～⑤は本会会員による自由投稿、⑥～⑦は編集委員会からの依頼とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。もし同じデータ、事例、資料等に基づいて投稿者が執筆した別の論文、報告書等（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付すること。また、投稿原稿は、1回ごとに独立・完結したものとして扱い査読を行うので、表題に「上、下」「1報、2報」「I、II」等をつけない。
4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて2万字（400字詰原稿用紙換算で50枚）以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで2万字以内を厳守すること。ただし1頁全体を使用する図表については1600字換算とする。
5. 投稿の締切りは、毎年11月末とし、末日消印有効とする。
6. 投稿論文掲載の可否は、編集委員会による審査の上、投稿者に結果が通知される。
7. 投稿する原稿の執筆にあたって
  - ・原則としてパソコンで作成し、縦置A4版用紙に横書きで、1600字（40字×40行）で印字した原稿2部とUSBメモリあるいはCD-Rを提出する。
  - ・投稿に際しては、印字した原稿に2枚の表紙をつけ、本文にはタイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しないこと。
  - ・表紙の1枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名（連名の場合は全員）、④連絡先を記入する。
  - ・原稿の種類は①論文、②調査報告、③実践報告、④研究ノート、⑤資料解題、から選択をする。
  - ・表紙の2枚目には、和文抄録（400字以内）とキーワード（5語以内）を記載する（無記名）
  - ・掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。
    - ① 本文・注・引用文献は、ワードかテキスト形式で保存したファイル（添付ファイル送付可）および縦置きA4版用紙に編集委員会の指定による様式（40行×23字の2段組み）、タイトルはゴシック16ポイント、著者名は12ポイント、本文は10.5ポイント明朝で印字した原稿を1部提出する。
    - ②図表は、本文とは別に1葉ごとにA4版にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別な作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。
8. 原稿およびUSBメモリあるいはCD-R等は、北海道社会福祉学会編集委員会事務局に送付する。
9. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。
10. 投稿原稿に利用したデータや事例について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。
11. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の標記の際には、本人の著であっても「著者」「拙稿」とはせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛てにこれを行う。
12. 国内外の研究動向欄は、社会福祉に関連する研究動向のレビュー・紹介にあて、掲載については編集委員会が依頼を行う。
13. 書評欄は、国内外の社会福祉研究に関する批評にあて、その依頼は編集委員会が行う。

(附則)

1. 本要領は、2009年2月28日より施行する。
2. 本要領は、2016年4月1日より施行する。

(査読者 → 編集委員会)

北海道社会福祉学会『北海道社会福祉研究』第( )号投稿論文等査読報告書 1

番号	原稿種類	タイトル

I 項目別評価 (修正を必要とする項目に✓を入れてください)

項目	チェック欄
1. 執筆要項に適った形式になっているか	
2. 先行研究を踏まえているか	
3. 研究目的は明確であるか	
4. 研究目的を踏まえ、研究方法は明確であるか	
5. 概念・用語は適切であるか	
6. 調査方法・分析が適切で、結果は明確であるか	
7. 論理の展開には一貫性があるか	
8. 表題は内容に合致しているか	
9. 図表の体裁が整っており、内容と合致しているか	
10. 研究倫理上の問題はないか	

II 原稿種類 (査読の結果、投稿種別の変更が相応しい(必要)と思われる場合に、その種別を示す項目に✓を入れてください)

項目	チェック欄
1. 論文	
2. 調査報告	
3. 実践報告	
4. 研究ノート	
5. 資料解題	
6. 研究動向	
7. 書評	
8. 海外社会福祉研究	
9. 翻訳	
10. その他 ( )	

※ 論文とは、研究の成果が出て、結論が導き出されているもの。独立性、完結性を有す

- るもの。学会で発表して、質疑応答に耐えられるもの。
- ※ 研究ノートとは、研究の途中であるが、今後の研究によっては成果が大いに期待できるもの。
- ※ 資料解題とは、資料の意味や解説をしたもの。

## II 掲載についての評価

評価	A　掲載可能（査読コメントがあれば参考に）
	B　部分的な修正がなされれば掲載の可能性あり（再査読あり）
	C　大幅な修正がなされれば掲載の可能性あり（再査読あり）
	D　掲載不可

査読年月日　\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

査読者署名 \_\_\_\_\_印

(査読者 → 編集委員会 → 投稿者)

北海道社会福祉学会『北海道社会福祉研究』第( )号投稿論文等査読報告書 2

掲載についての評価	
-----------	--

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

査読コメント

## 《編集後記》

□研究論文の執筆については、「○○論文の書き方」などの多くの指南書が出版されており、研究の進め方や倫理的配慮のほか、執筆の仕方などについて細かく記載されているものもあります。論文投稿の際は、時々原点に立ち返って読み直してみると、意外と新しい発見があるかもしれません。北海道では、貧困問題や児童、障害者の生活支援など、厳しい状況が続いている。北海道の社会福祉研究に関する期待やニーズ応えるためにも、学会誌としての水準を担保しつつ、地方学会としての良さを活かした紙面作りに協力していきたいと思います。[Y]

□投稿者の方々お疲れ様でした。苦労してまとめられたことだと思います。査読者からは論文としての初步的な指摘がされる場合もありますが、より良い論文への階段と思って皆さん挑戦して下さい。投稿をお待ちしています。[K]

□地方学会誌としてできるかぎり多くの声を載せたいと思う一方、学術誌としての水準をどう向上させるべきかは悩ましいところです。電子ジャーナルとして公開されることもあり、避けては通れない課題になりつつあります。[O]

□投稿された原稿には、研究目的と内容が合致しないものや扱う材料が不十分なものがありました。また、文章表現上の問題も散見されます。そのため論文として採用されなかつた原稿もありますが、改めて挑戦されることを願っております。[W]

□本州の桜の開花宣言ニュースを聞きながら、北海道は雪どけと春の到来を期待する3月となりました。今年度も論文2本、研究ノート2本の掲載をし『北海道社会福祉研究』第36号を刊行できる運びとなりました。研究成果を投稿いただきました皆様に改めて感謝申し上げます。今後も地方学会誌として、北海道に内在する諸課題をひろく発信していくことができる学会誌を目指していきたいと考えております。[Y]

## 北海道社会福祉研究 第36号

---

発行日 2016年3月31日

編 集 北海道社会福祉学会編集委員会

発行者 松本伊智朗(会長)

発行所 北海道社会福祉学会

〒004-8631 札幌市厚別区大谷地西2丁目3-1

北星学園大学短期大学部 藤原里沙研究室

TEL 011-891-2731(代表) FAX 011-896-7660

印刷 北海道リハビリー

〒061-1195 北広島市西の里507番地1

---

